DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

見ることである。其方法は先づ量水器の目盛の指針の度を讀んで置いてから、水計りに水を出して又指針の度を讀み、先の讀數から差引けば、殘りの數が其流れ出たる水の量であるので現實に出ておる水の量と合致せねばならぬ筈である。之れが相違すると明らかに器が狂つておるのである。餘り小量の水では分りにくいから、バケツに7～8杯は出して見ることだ。バケツは下細りした容器であるから1升瓶に幾杯入るかを計つて置く事である。そして無駄に捨てぬ樣に洗濯の時か或は浴槽に入れてもよい。又は浴槽の容積を計つて置いて夫れでためしてもよい。

10. 所謂簡易水道とは何ぞや

一般に簡易水道と云つておるのは、其設備が簡單に出來ておるものを指す樣である、此見地よりいうならば、山間の僻地でよく竹管や木管などで溪流を誘導して數戸の人家が共同使用しているのを見受けるが、此の如きものも勿論簡易水道であつて、更らに田舍に於ける不衞生密集地域にあつて、人家中の井戸が不完備の爲め衞生上危險狀態にあり、之れより來る種々の危險を避ける爲に離れた遠方の谷間より引水して、簡單に飲用の便を計ることは、衞生上に於ても意義あることである且つ工費も比較的低廉で實行上に於ても兩樣効果があるものである。之等も矢張簡易水道と云うことになる。由來小規模のものは使用量僅少なるを以て安全なる良水も割合に得易いのであるが、大量の水は如何に山紫水明の我國でも隨處に得難きものである。此に於て複雜なる淨化設備を必要とするのである。源水さえ許し得べきもの有れば好んで多額の工費を要する淨化設備の必要もない譯である。所謂簡易水道設備は經濟方面から云つても、又衞生上の効果から云つても、一概に排斥すべきものでなくて、夫々其の團体の程度に應じ出來得べくば機宜の處置を採るということも、普及上又効果的にも要を得たるものと考える。

自分の知れる或田舍の部落では一般に衞生知識に乏しく、不潔生活の習慣あつて、人家集團地域の中に水量貧弱なる共同井戸を使用し、而かも既や便所に挾まれて一見しても雨水により常に汚水が誘導浸入する形跡歴然たるものあるも、一般は平氣で飲用し、時には疫病浸入し、之が防疫に少なからず當局を惱ましたものである。先年土地の先覺有志は之を憂い、自分に水道の設備に付き相談を受けたことがある。之れに對し地元の經濟力を考慮し、水源を部落の兩側を流るゝ小谷川の上流10數町の處に細砂を入れたる小函を埋め之れに集水する準伏流を利用し、2吋半鋼管を以て自然流下により部落の直上に導水し、處々共用栓を設けて給水することゝした。此設備完成後は水の不自由を除き且衞生上効果を齎らした。此の如き簡易なる設備も工費低廉、實行容易にして其効果も亦見るべきものあり、普及の上からも良いことゝ思われる。

此の如く時に程度に應じ設備の繁簡宜しきを得ることが、經濟關係と相持つて、實行上考究に値いするものである。併し乍ら前にも述べた樣に概して供給地域が大きくなると水源水量の關係に於て隨處に良水を得ることが困難となり此處に種々の複雜なる設備を必要とする譯である。故に町村水道に於ても此複雜なる設備を有するものは、唯形式的に設けたものでなく、其の止むを得ざるに出たるものである、隨て此苦心せる設備の認識を欠き、之れが運營を誤り操作上注意を欠ぐ事ありとせば、所謂簡易水道に劣るとも勝ることなきものである。

鳥取縣米子市水道は日の川の沿岸に廣き細砂の地層を潛流する淨水であつて、何等複雜なる淨化設備を要せず、水源地より其儘配水池に送水して完全に目的を達している。又地理的に惠まれた地方で水質良好なる深井水により、其儘給水せる簡單なる大都市水道の實例も見受られる。

此故に簡易水道と之に對する本式水道（2）の區別は一概に設備の簡素規模の大小により區別せらるゝものでもなく、化學的、細菌學的見地より良水と認めらるゝ確實なる源水ありとせば、假令100萬の都市と雖ども濾過設備の必要なく完全に給水の目的を達し得べく、建設費の上から云つても、實に上々の水道であると考える。

原田醫學博士は「上水道源水の清透なるものに於ては鹽素消毒法を行うのみにて爾餘の沈澱或は濾過等の淸淨法を講ずることなくして、安全なる上水を給水することを得るの便宜あり。要するに鹽素消毒法を併用することに依りて衞生學的安全なる上水を得ると共に給水經濟の向上を圖るは、本邦上水道に、正に考慮すべき重大問題と信ず云

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

々」と述べている。傾聽に値いするものと思う。之を要するに良水さえ得らるれば其の設備は簡易な方法であつても敢て本式水道に劣らないのである。尤も消毒法の設備は必要である。

11. 上水道の經營

甲、建　　設

上水道の建設は自治團体の財政上安固を期する一方より言えば、租稅、特別稅、補助金に依る事が或は妥當かも知れないが、總て水道の建設には一時に多額の資金を要するので恐らく敎れの團体と雖も直ちに之に應じ後る財力を有するものはない。此故に一先公債により之を辨し或る期間を劃して償還の方法を講ずるの外途がないと成われる。而して之を償還する方法としては、今仮りに純然たる補助租稅に依るものとしても、限度ある稅第を以てしては夥い長期に亘らねばならず、況や財政は之が爲拘束せられ、行政上の圓滑を欠ぐ事瞭らかである。地方町村の小團体に於て殊に然りである。幸いにして上水道は、事業より生ずる特別の收入を得らるゝので、周到なる調査のもとに遺漏なきを期するに於ては、初めて財政計畫の確立を見ることができる。如上の理由に依つて先進施設水道の財源は、皆此特別收入を基本の一部とせざるものはない。

、特別收入とは、可及的低廉を計り、之が普及によつて公衆衞生其他の保安を全うし、傍ら日常生活の利便を與え、工業の發展を助くる合理的代償として要求する給水料金、則是れである。而かも之れは公平の觀念にも合致するものであると言えるのである。

乙、管　　理

當初建設に際しては直督廳の嚴格なる管理の下に、竣功の後には直接には其の當時者團体の管理の下に萬遺漏なきを期せばならぬ。竣功後の管理は最も重要にして、之を誤ると折角の設備も却に、悖害を與えた例も尠くない。若し給水に病源菌の浸入を許さば1戸の井戸など被害の範圍が寧ろ狹いのであるが水道に因るものは需要者全般にばら撒かるゝから恐るべきである。

い、維　　持

水道設備は1度之を施設すれば、其構造物は各或る期間の命數を持つものであつて不注意の結果として保存の期間を短縮し、元資償還を終らぢるに早くも多額の修理を餘儀なくせらるることがある。大都市水道では權威ある技術者の下に夫々監督組織が完備しておるので敢て不測の欠陷を來すが如きは先ず無いと見てよいが、小水道に至りては、平常維持に從事するもの其智識技能に乏しく不知の間に此の誤りに陷るもの、或は一部の現象を知りつゝも尙收支經濟のみに執着して之を等閑に付し、結局修理に多額の費用を要し大局に於て大いなる欠損を招くに至るものが無いでもない。卽ち構造物の維持修理は、常に細心の注意を要するものである。

ろ、財　　政

上水道の設備は之に投ずる資金が、物的設備となりて財產價値を生ずるものである。此處に1例を擧れば個人が家屋を建設するが如く、1つの財產を設定すると同樣である。然るに此財產は云う迄もなく不動のものでなくて、逐年必ず價額損亡を免れない。此故に例えば借金を以て家屋を建設し、賃貸料の收入により之が償還を計るが如きもので、其償還を終つてから、初めて確實なる財產と成ると同樣、何れも保存年限の長きことに於て意義をなすものである。少しでも早く償還を終つた後に於ては、純然たる有價財產であつて、隨て之による收入金は其團体の一大財源となるものである。

次表に揭ぐるものは大正13年に調査せる水道の收支經濟で參考の一助となるべきものである。

右の內小水道として谷村町は、8.187圓の純益に對し戸數1.553戸普及率99パーセントで使用料金は1戸當り不明（多分計量ならん）、鹽釜町、22.529圓の純益に對し戸數2.150戸、普及率100パーセントで使用料金1戸家事用1ケ月90錢、平町は30.141圓の純益に對し戸數3.102戸、普及69パーセント、使用料金1戸家事用1ケ月110錢となつておる。全國純益の最大なるものが大阪市であつて、2,783.562圓と成つてをる。（別表參照）

給水料金の徵收規定は我國のものは全國殆んど相似しており、料金の定額に差違ある位だが、外國のものは今に會社により經營するもの多く、徵收規定にしても一樣でない。或ものは其住家の建坪を基準とするもの、又は全部賃貸價格によるものもある。又平家、2階、3階、4階の家屋は一々料金に等差が付けてある處もある。要するに徵收

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

大正十二年度調

（單位 圓）

水道名	收入	支出	殘額	水道名	收入	支出	殘高
東京都	3,213.453	1,798.591	1,414.862	別府市	64.293	31.374	32.919
京都市	870.786	305.081	565.705	佐賀市	62.222	30.384	31.838
大阪市	3,994.547	1,210.985	2,783.562	鹿兒島市	107.726	20.750	86.976
神戸市	1,081.892	563.594	518.298	京城府	434.432	396.512	37.920
横濱市	1,296.347	588.691	707.656	仁川	131.198	100.339	30.859
名古屋市	715.870	173.186	542.684	清州	9.270	6.359	2.911
函館市	129.736	48.191	81.545	郡山	49.393	26.387	23.006
小樽市	484.680	144.739	339.941	木浦	34.402	13.197	21.205
室蘭市	38.956	32.108	6.848	光州	14.657	9.615	5.042
濱谷町	111.045	90.208	20.837	大邱	53.941	27.098	26.843
峰山町	6.094	4.491	1.603	釜山	164.095	41.191	122.904
堺市	169.467	84.439	86.028	晋州	13.759	10.757	3.002
横須賀市	101.108	45.270	55.838	海州	6.028	4.527	1.501
川崎市	102.147	40.995	61.152	鎭海	2.471	1.185	1.286
尼崎市	80.527	42.773	37.754	鎭南浦	42.918	24.263	18.655
長崎市	425.747	164.314	261.433	新義州	21.146	10.908	10.238
佐世保市	142.341	30.812	111.529	元山	44.596	44.022	574
新潟市	164.436	50.635	113.801	咸興	20.901	20.055	846
高崎市	78.205	17.626	60.579	平壤	186.189	105.917	80.272
水戸市	24.223	20.331	3.892	會寧	3.005	2.532	473
宇都宮市	91.764	45.693	46.071	淸津	41.922	30.913	11.009
奈良市	86.513	52.832	33.681	公州	14.488	10.385	4.103
甲府市	118.717	45.887	72.830	台北	265.580	153.159	112.421
谷村町	16.427	8.240	8.187	淡水	13.716	9.683	4.033
長野市	7.306	5.043	2.263	台中	77.224	61.167	16.057
上田市	35.315	33.571	1.744	彰化	18.241	12.550	5.691
塩釜町	32.090	9.731	22.359	嘉義	65.717	25.155	40.562
郡山市	51.337	15.968	35.369	高雄	81.134	71.060	10.074
平町	40.039	9.898	30.141	屏東	24.918	9.446	15.472
青森市	106.679	46.078	60.601	大連	752.142	275.938	476.204
山形市	35.428	19.248	16.180	旅順	98.336	49.417	48.918
鳥取市	71.137	18.163	52.974	熊岳城	2.282	1.305	977
松江市	67.348	24.052	43.296	鞍山	13.857	12.325	1.532
岡山市	280.293	116.068	164.225	遼陽	30.574	20.276	10.298
廣島市	1,564.831	174.109	1,390.722	奉天	128.464	68.240	60.224
下關市	219.912	47.451	172.461	開原	18.534	10.035	8.499
高松市	83.757	33.050	50.707	四平街	11.096	10.035	1.061
福岡市	146.242	42.219	104.023	橋頭	1.577	956	621
大牟田市	173.885	94.752	79.133	連山關	882	782	100
門司市	248.369	111.917	136.152	安東	69.923	52.292	17.631
小倉市	119.094	42.7037	6.391	撫順	109.740	81.309	28.431
若松市	152.02	847.315	104.713				

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

方法は煩して復雜であるが出來る丈け簡單なのが良いと思われる。

12. 下水道のはなし

下水道は上水道とは車の兩輪の如く離る可からざるものが有るので今少し大体の事を述べて本篇の終りとする。

汚水が居住地帶に停滯すると、第一に氣持の上からも不快極るものであるばかりでなく蠅や蚊が發生して便所と食卓とを飛交わし、チブス、赤痢疫痢などに襲わるので少しく組織立つた生活が始まるとお互に自家の屋敷内から通路を付けて流します。夫そが又隣家へ行く、隣家も又困るから他の方へ流す、斯くして個人別に勝手に行うのであるから統一した計畫の下にするのでもなく、或は都合のよい自然の地勢に惠まれたる土地にありては、御互に左程迷惑もなく何處かへ自然に集り流れて、或は砂地に浸潤し、又は最寄の河川などへ流れ去りてどおにか始末の付いている處もあるが地勢や地層によりては爾く簡單には行かぬのであつて、隣家同志が爭いを始める様な例もある。是が人間の集團が大きくなれば成る程困難であつて汚水の始末は何時も此様に煩わしいものである。因より文化の幼稚な昔は衞生學などの智識からでなくて、唯本能的天來の潔癖性よりしてとかく之を厭うものである。夫れ故汚水の始末に困る處は不完全ながら排水溝など設けてある。之れが即昔の下水道である。自分は元、緣故の有つた關係から何時も高知市を引例するが、壯年の頃迄今の金子橋は、其處に上町方面やその附近の雨水や人家の汚水を江ノ口川に放流する爲に、巾4間位の溝渠があつて、夫れに架した橋が即ち金子橋であつたが、今は埋められて昔日の形はないのである。此排水渠は勾配が悪いので大雨の際に水嵩が上ると一時は流れるのであるが、平時は常に停滯して臭氣を發し腐敗せる塵芥と汚水を交えた暗黑色の泥土から、ブクブク瓦斯を發散して不快極るものが町の中に殘されていたのである。此様な後始末の悪い不潔な黴菌の發生處は何處の地方にもよく有つて、自家に直接關係のないものは皆我慢して共儘とされていたものである。

都市が發達して人家が殖えるに從い、下水の量も增し益汚染の度が濃厚となつて來るので、其の害は恐るべきものである。此のように不潔な下水の處理は、上水道と共に速かに施設することにせねば、都市衞生の完璧を期することは出來ないのである。然るに下水道を完備するには相當多額の費用を要するので、上水道の如く臨時の收入が無いからこゝに經營上の困難がある譯である。

現代に於て財政の關係よりして先ず排水溝の改良を企圖し或は實行に移している地方も見受けらるゝが之等せ開渠丈けは是非暗渠としたいものである。

然らば完備せる下水道とは、どれ丈の設備を要するか概略を述べて置く。完備せる下水道に於て其下水と稱するものは、便所、洗面所、台所、風呂場等家宅より生ずる一切の汚水、街路洗滌水、地下水、雨水、工場廢水も皆含まれ、苟も都市に存在する總ての悪水を指すのである。之等を都市から常に遲滯なく取り去るに於ては都市は常に乾燥地となり、蠅や蚊も發生せず、從つてチブス其の他の傳染病も跡を絶ち、眞に住心地の良い衞生都市となるのである。之を施設するに二つの方式がある。一つは雨水は別に放流し、其の他の汚水は別に處理するのと、又一つは雨水汚水を一緒にして排水するものとである。前者を分流法といい後者を合流法と稱えておる。分流法に依れば一つの道路に汚水管と雨水管の二つを入れねばならぬが、合流法では一本でよい、其の代り管は大きく且深くなるのである。

此排水系統の大要を述れば、一先ず屋敷や廣場公園など適當の處に汚水又は雨水を集める汚水桝又は雨水桝を造る。屋敷に係る分は大低其入口に設け街路から來るものも、雨水は街路の側溝より總て之に集め、排水本管に送るのである。屋敷にある台所や浴場、屋敷内の雨水又は濕地の水も屋敷内の排水管に入り此の桝に流集する様に成つている。本管には河川を横斷する處は伏越も必要である。掃除用の人孔、通風裝置など配備宜しきを得ねばならぬ。又汚穢甚敷時は、直接河川などへ放流出來ないから、人工的遮留排水をも必要とする。又管經を經濟的にする爲適當の處があらば溢流施設も必要である。又自然放流出來ない時は動力を必要とする。

更らに翻りて此の設計と定むる重要なる基本は

(1) 排出降雨量決定の問題である。下水量の大部分を占むるは雨水量であるから、其の1時間當

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

の降雨强度を定めることが先決である、之が過大なれば徒らに管渠を大にして多額の工費を要し、又過小なるときは溢水の害を蒙るに至るのである此の降雨强度は附近測候所の長期に亘る雨量統計より綿密なる調査を經て決定されるもので、之が決まれば下水幹枝線系統の各負擔區域の面積及地勢に應ずる流下遲滯係數より流入量が定まるので管渠の大いさを決めることが出來るのである。そして其の流出量の計算には平地部は「ブリユウリーチーグラー」公式を又傾斜地には「ブリツクス」公式などの實驗公式を用ゆるのと、理論公式に依るものとの二樣あるが、大体理論公式の方は過大になる嫌がある。

(2) 次に最近10ケ年の人口及戸數の增加趨勢を調査して將來の增加發展を豫想し、之を計畫の基本とすべきである。

(3) 次は汚水量であるが、各戸より排出する汚水量は專ら上水及井河水の使用量に左右されるもので、上水道の1人當最大給水量に將來の發展を見込み、之に地下水浸入量を加え計算の基礎とするのである。尙お此の汚水の內には水洗便所に依る屎尿も包含する。

(4) 次に下水の計畫には實測平面圖及高低圖を必要とする。平面圖は縮尺3.000分の1圖と10.0001地形圖があれば宜しい。

下水の最後處理—下水は最後に淨化處理を爲すべきであるが、如何にして之を淨化するかと云うに、要は下水中の固形物を除去し、有機物は無機物に分解せしめ、且有害細菌を滅殺するにあつて然かも最も經濟的に之を處理する方法を見出すにある。

下水の處理は操作の上から之を豫備處理、淨化處理及汚泥處理の3段階に分類する。豫備處理とは處理場に入つて來た下水中の土砂を沈砂池に沈澱せしむると共に除塵機に依つて浮流物を取去る操作であり、淨化處理は下水を淨化する本來の操作であり、又汚泥處理は淨化された下水は淸淨になるから河海に排流せらるゝが其處に汚泥が沈澱するので之を海中に捨てるとか埋立地に用うるとか、又は之を乾燥して肥料にするとか、或は之を醱酵して「メタン」瓦斯を採るとかの操作を言うのである。

次に淨化處理に就て今日まで行われて來た主なる方法は (1) 河海放流法 (2) 耕地灌漑法 (3)

ストレーヂタンク
各種水槽類
各種濾過槽類
製作御註文に應じます
(鐵板其他材料豐富在庫)
水道煖房社代理部
大阪市東淀川區瑞光通一ノ一〇
特約工場 大阪市大淀區大仁西二丁目
電話福島㊸二〇三九・一七七九番

製造・修覆
量水器
所作製穗瑞株式會社機電計時知愛
名古屋市瑞穗區堀田通三丁目三番地
電話瑞穗局⑧ 1150. 1151 1946. 1947 1948

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

間歇濾過法 (4) 撒布式濾過法 (5) 化學的沈殿法 (6) 腐敗分解法 (7) 促進汚泥法 (8) 鹽素殺菌法 (9) 以上の數種を併用するものなどである。そして各處理法の人口1人當所要面積を見るに (3) は10坪 (5) は3坪 (3) は2坪(4) は 8分1坪 (6) は25分1坪 (7) は55分1坪となつて居り、(1) の放流法は人口1.000人分の下水を處理するに毎秒7立方尺の流量を要するとせられている。又淨化率としては細菌除去率を比較すれば腐敗槽法は27%、撒布濾過法は76%、普通沈殿法は65%、其の他は全部90%以上である、就中促進汚泥法は99%に達する好成績を示しておる。

促進汚泥法は最も進歩した方法の1つとせられておるが、其の方法は豫め下水に空氣を吹込んでおると活動力の旺盛な好氣性細菌を多量に含んだ汚泥が出來る、之が淨化を促進する役目をなすもので此促進汚泥を淨化すべき下水中に加えて更に空氣を吹込むと短時間に下水中に含まるゝ浮遊物及有機物は略ぼ完全に消化分解を遂げて羊毛狀の集成形態となつて重さを增すので之を沈殿槽に導くと汚泥は速かに沈降して上澄水は殆んど透明で高度に淨化せられるのである。

次に下水道の發達が甚遲れておる主なる原因は財源難にあつたが、現今では下水使用料を徵收する途も開かれたので國庫補助金、受益者負擔金、起債などと併せて財政計畫を樹てれば比較的容易に實現を見ることが出來るのではないかと思われる。要は速かに下水道の完備を圖り公衆衞生の向上增進に努むべきである。

(筆者は前高知市水道課長)

函館市水道貯水池堰堤のコンクリート風化について

函 館 市 水 道 部

函館市水道の貯水池堰堤は大正11年に竣工した中空式鐵筋コンクリート堰堤で所謂 Ambersen Type によるものである。

構造を概說すると、長さ200m 高さ25m で水面に對し42度傾斜し頂部の厚さ20cm、底部の厚さ1.17mの鐵筋コンクリート床板で水承け、此床板が倒れぬ爲に背面側を23枚の垂直三角形の扶壁で支へている形で、扶壁の厚さは頂部で30cm 底部で1.12mの厚さである。コンクリートの配合は床板部分は1•2•4、扶壁は1•3•6で施工は塔上から樋によつて型枠の中に流し込む方法によつた。

1936年第2回國際大堰堤會議がワシントンに開かれた時、日本からも此の會議に出席したが、此の會議でノルウエーから同國の87個所の堰堤について調査した結果、大部分のものが風化により著しい損傷を受けて居りその中7カ所は全然作り直しを必要としたと言ふ様な報告が提出され、それ以來我國でもコンクリートの風化と言ふ事が注目され從つて函館市の水道堰堤も又調査せられた。その當時所謂風化せりと認められる部分は扶壁の外面6cm位に達していた。それが昨22年夏の試驗では扶壁の表面から 11cm に達する處が澤山あるので、これでは堰堤崩解の危險にひしているものと考え各方面の御援助を乞い補修工事に着手した

さてコンクリートが何故風化するかと言ふのに段々と資料を手に入れて見ると日本では臺灣の建築物の例がセメント彙報に出ている。又前記大堰堤會議の報告にも出ている通り簡單に言へば、雨水や雪解けの水のやうに特に多量の炭酸ガスを含む水分が良質ならざるコンクリートの內部に浸透して行つて石灰分を溶出するために段々と外部に浸透する雨水等の進路を作りそのために益々風化の進行がひどくなるのだと言ふ。寒地において特にこの作用が激しく、又配合の惡いコンクリート(例へば表面に防水塗裝を施さざる 1•3•6 の様な)ほど激しい。然らば風化によるコンクリートの强度はどの位減少しているかは目下多數の資料を採取して試驗中なので近く報告する。

次に此の補强工事であるが、現在の計畫では風化した部分を鑿岩機で削りとりこの表面を砂と壓力水と壓搾空氣で掃除し、次にこの表面を壓力水と壓搾空氣できれいに洗つた上で、セメントガンで配合 1•1 のセメントモルタルを數回に所要厚さまで塗裝する。

所要施工面積は 20.000m³、工費現在の物價で1.800萬圓、工期は2年の豫定である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

高知市降雨量調査

小林竹茂

（工學博士島崎孝彦氏の本調査に對するまえがき）

生物學の泰斗「ホツペザイラー氏」は「凡ゆる生物は水に生く」と言はれてゐるが、其の水を得る水道の施設は火に普及して、都市人口の9割迄が其の恩恵に浴してゐるにも拘らず、其の使つた水の跡始末や、雨水の排除を爲すべき下水道の施設に至つては僅かに指を折るに過ぎない哀れな狀態である。文化を誇る都市生活でも、鐵漿色の下水溝、そこから沸き出る濕氣瓦斯、不潔な便所、飛び交う蚊蠅などと接觸しつゝ常に不快な環境と惡臭に惱まされ、其の結果年中絶えない「チブス」、赤痢、疫痢、などの傳染病に脅威され、可惜青春の少年少女や、可憐の乳幼兒までが生命を奪はれて、平均壽命42歳1分1厘という悲むべき生命水準に甘んぜねばならぬ日本である、此の壽命は米國「マサチユセツ」や「フイランド」の5、60年前、又「デンマーク」、「スエーデン」の百年前と同じであつて、米國の「ダブリン」博士に依れば米國人の壽命は1950年には69歳だと言はれてゐる、文化水準が高まれば生命水準も高くなるのは當然だから、そこに公衆衛生の向上增進が叫ばれる所以である。

高知市では茲に鑑みる處あつて、さきに下水道の調染を爲し、都市計畫として決定されたものもあるが、昭和16年其の根本計畫を立案すべく、時の市長大野勇氏からの依囑に依り、建設部長清水眞澄氏の下に下水道係長小林竹茂氏を主任として實地調査に着手し、同20年6月之が完成を告げ市長に提出したが同年7月4日の戰災に罹り其の圖書類全部を烏有に歸するの不幸を見た、仍て更に之が計畫を樹て直すべく努力されてゐるが、下水管渠の大さを定める主たる因子は汚水量よりも雨水量であつて、而かも高知市は全國稀に見る多雨量の土地柄であるので降雨强度の定め方は輕々に扱うことは出來ないのである。然るに此の調査は極めて綴密なる頭腦を要し極めて困難なる仕事であるが下水道係長小林竹茂氏は清水建設部及濱田工務課長の下に此調査に沒頭せられ高知測候所の大正2年より昭和20年に至る33箇年間の雨量統計より設計の基準となる合理的の降雨强度を決定すべく努力を續けられたのであるが、今回之が完成を見るに至つた。仍て具さに之を閱するに、其の調査は周到なる用意の下に微に入り細を穿ち、間然する處なき根據の下に本市の基礎とすべき降雨頻度並に降雨强度の公式及曲線圖を作製することができ茲に始めて下水道計畫の基本たる降雨强度を1時間70粍とするの適當なることを確認するに至つたものである。而して此の强度は東京市の50粍、大阪市の60粍に對比すべきものであつて、高知市の年雨量が最大3.604粍、平均2.543粍を示してゐることから、東京又は大阪の1.800粍乃至2.000粍と對應して肯かれるものである。

即ち本調査は下水道計畫上實に得難い資料たるばかりでなく、河川、水力電氣、農業用水等の計畫にも參考となるべきものである、敢て本書のまえがきとする。

はしがき

下水道計畫の基礎資料として其の地方の降雨狀態を正確に把握することは最も重要である、若し其の結果過大なる時は管經徒らに大にして工費に多額を要し過小なる時は雨水汚水の疎通を缺ぎ時々溢水する等其の影響する處頗る廣汎なる爲之が調査には綿密なる頭腦と周到なる心掛けが必要である。本調査は大正2年より昭和20年に至る33ケ年間に就て高知測候所自記雨量計による自記誌より集錄したるものにして其の間自記雨量計の故障或は不明瞭なる部先等ありたるも其の都度係員の意見を聞き或は實測の結果を參照し或は本市の過去の調査を參考にする等極力正確を期するに努めた本調査の結果は本市は勿論縣下の降雨量狀態概況を知り得べく豈上下水道計畫のみならず縣內に於ける河川水路池等の新設增設改良計畫に當りても聊か參考となるものと信ずる次第である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

第1章　降雨日数調

本縣は我國にても有數の雨量多き地方にして高知市の降雨日數に就て大正2年以降昭和20年に至る33ケ年間に於ける高知測候所の觀測によれば平均1年150日餘にして大体2日に1日の割合となり之を大別すれば次の如くである。

1日 10粍未滿	1ケ年	90日
1日 10粍以上 30粍未滿	同	35日
1日 30粍以上 70粍未滿	同	18日
1日 70粍以上100粍未滿	同	4日
1日100粍以上200粍未滿	同	3日
1日200粍以上	同	1日

備考　日數1日未滿は四捨五入す。

降雨日數調

(mm)

年次	降雨量 10未滿	10-30	30-70	70-100	100-200	200以上	計	年次	降雨量 10未滿	10-30	30-70	70-100	100-200	200以上	計
大正 2	70	31	20	2	4	1	128	昭和 5	95	26	16	0	1	0	138
3	92	35	20	5	1	1	154	6	105	50	15	5	2	0	177
4	86	35	21	4	4	0	150	7	104	32	18	4	1	1	160
5	87	47	14	3	7	2	160	8	93	39	24	2	3	0	161
6	92	29	13	3	4	0	141	9	77	33	14	5	2	0	131
7	83	43	18	4	5	0	153	10	83	27	25	8	5	0	148
8	97	37	13	6	1	0	154	11	73	42	17	4	2	0	138
9	108	36	17	6	5	2	174	12	94	43	18	7	3	0	165
10	103	36	22	3	2	0	166	13	83	32	20	3	8	1	147
11	89	27	24	5	2	1	148	14	91	29	15	4	2	1	142
12	77	36	34	4	5	0	156	15	72	42	15	3	1	0	133
13	92	31	17	2	2	0	144	16	96	37	15	5	6	0	159
14	100	36	15	4	0	1	156	17	70	23	19	7	3	0	122
15	82	36	16	5	1	0	140	18	95	29	16	7	4	1	152
昭和 2	99	38	18	4	4	0	163	19	92	23	18	3	2	0	138
3	98	35	19	3	8	0	163	20	87	37	12	5	6	0	147
4	93	37	18	2	2	0	152	計	2958	1149	596	137	108	12	4960

第2章　月別及年別1時間最大降雨量調

高知測候所觀測による大正2年より昭和20年による33ケ年間における月別及年別1時間最大雨量を調査すれば次表のごとくである。

月別及年別1時間最大降雨量調査表　(自大正 2年 至昭和20年)

(其ノ1)

年月次	大正2年	大正3年	大正4年	大正5年	大正6年	大正7年	大正8年	大正9年	大正10年	大正11年	大正12年
1月	23.9	4.0	6.5	5.5	44.1	0.4	7.5	2.0	3.2	5.0	9.4
2月	3.0	2.2	10.5	31.3	3.0	1.6	9.0	12.6	4.6	9.0	29.2
3月	3.5	7.0	4.0	3.5	14.5	29.0	7.0	9.7	7.5	6.0	14.8
4月	18.7	13.5	17.0	22.5	67.0	2.0	16.0	10.0	10.0	15.0	16.7

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

5月	45.2	39.0	11.5	9.0	10.0	8.5	4.0	31.0	6.5	7.0	21.5
6月	30.2	41.0	40.2	41.0	6.0	6.4	13.0	9.0	26.7	19.0	19.0
7月	21.0	20.0	6.5	17.0	4.5	24.3	10.0	48.0	47.5	64.0	32.0
8月	37.5	20.0	15.7	60.6	31.6	35.5	9.0	18.0	12.0	15.0	46.5
9月	19.0	6.5	49.4	66.2	11.0	18.0	51.8	36.1	22.0	23.0	8.9
10月	9.7	31.2	49.0	17.0	12.0	30.8	13.0	7.5	18.5	14.0	15.5
11月	12.0	8.0	23.0	4.0	2.0	22.0	7.0	4.5	2.71	4.0	9.1
12月	7.0	3.0	6.0	1.3	0.4	2.5	5.5	42.9	4.0	6.5	3.0
年最大	45.2	41.0	30.2	66.2	67.0	35.5	51.8	48.0	47.5	64.0	46.5
月日	5月27日	6月16日	9月29日	9月23日	4月28日	8月8日	9月14日	7月19日	7月13日	7月3日	8月25日

(其ノ2)

年月次	大正13年	大正14年	大正15年	昭和2年	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年
1月	2.4	2.5	10.2	17.8	35.5	0.4	3.5	3.9	1.2	2.6	3.4
2月	22.4	4.4	6.9	4.4	5.7	17.0	4.0	5.3	2.2	4.5	4.4
3月	5.9	11.9	5.0	29.1	14.8	9.8	17.5	28.0	5.7	8.5	14.0
4月	37.5	14.4	4.0	15.5	15.9	12.0	10.3	14.0	30.6	38.3	17.7
5月	9.8	10.0	26.6	19.8	7.2	16.0	28.0	14.0	20.0	26.1	15.0
6月	28.0	13.8	18.0	49.4	22.7	18.5	11.4	14.0	20.0	22.9	26.8
7月	7.9	27.1	19.5	14.2	33.1	40.1	8.7	13.1	68.1	20.8	18.5
8月	13.8	23.3	16.6	29.8	30.5	26.3	33.0	19.0	16.7	41.5	38.2
9月	20.2	73.4	22.9	57.5	70.5	32.6	31.5	44.0	67.1	21.0	53.5
10月	28.1	7.0	8.4	23.9	21.8	18.1	10.0	50.0	11.8	18.7	8.8
11月	33.8	3.2	8.8	6.5	26.5	9.9	18.2	6.0	8.4	13.7	6.6
12月	2.1	15.5	83.0	3.5	8.5	9.9	6.9	14.4	3.1	2.7	10.3
年最大	37.5	73.4	83.0	57.5	70.5	40.1	33.0	50.0	68.1	41.5	53.5
月日	4月2日	9月17日	12月7日	9月6日	9月6日	7月26日	8月28日	10月2日	7月1日	8月13日	9月5日

(其ノ3)

年月次	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和14年	昭和15年	昭和16年	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
1月	3.6	9.0	5.0	11.0	2.9	1.2	3.9	1.8	2.0	2.3	1.0
2月	11.7	3.1	24.6	13.1	4.5	5.7	2.5	10.9	6.4	7.6	4.0
3月	14.1	18.6	28.5	32.9	27.2	4.2	24.3	34.8	14.9	3.8	13.1
4月	12.4	29.0	14.5	7.5	17.8	10.3	21.3	15.0	13.9	37.8	12.3
5月	42.5	19.9	13.8	19.4	32.4	8.7	13.2	9.7	10.9	39.2	13.4
6月	86.0	16.5	41.2	28.6	11.6	22.2	61.5	38.3	25.5	11.1	44.2
7月	40.5	40.9	48.1	40.5	15.0	53.7	44.3	7.3	50.2	11.0	309
8月	20.4	44.5	16.1	39.5	28.8	19.4	32.8	23.2	40.6	20.2	100.0
9月	33.5	10.6	29.0	18.6	83.7	27.9	38.1	40.2	35.6	34.2	25.7
10月	39.4	33.5	13.5	43.5	24.0	19.6	7.71	3.2	12.2	24.5	30.6
11月	15.9	9.0	15.0	3.5	16.7	13.3	8.2	35.5	5.0	8.7	8.8
12月	8.0	9.6	22.5	5.4	1.6	5.5	5.2	2.1	9.7	2.7	5.7
年最大	86.0	44.5	48.1	43.5	83.7	53.7	61.5	40.2	50.2	39.2	100.0
月日	6月27日	8月30日	7月25日	10月3日	9月15日	7月23日	6月25日	9月18日	7月15日	5月9日	8月25日

第3章　1時間40粍以上の降雨量調

高知縣測候所觀測による大正2年より昭和20年に至る33年間に於ける1時間40粍以上の降雨量を調査するに合計52回にして、就中昭和20年8月25日の100粍を最高とし昭和10年6月27日の86粍昭和14年9月16日

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

の83.7粍大正15年12月7日の83粍大正14年9月17日73.4粍昭和3年9月6日71.5粍之に次ぐ以下次表のごとくである。

1時間40粍以上降雨量調

大正 2. 5.27	45.2粍	大正 9.12. 3	42.9粍	昭和 7. 7. 1	68.1粍	昭和13. 7. 5	40.5粍
〃 3. 6.20	41.0〃	〃 10. 7.13	47.5〃	〃 7. 9. 9	67.1〃	〃 13.10. 3	43.5〃
〃 4. 6.29	40.2〃	〃 11. 7. 3	64 〃	〃 8. 8.13	41.5〃	〃 14. 9.10	42.4〃
〃 4. 9.29	49.4〃	〃 12. 8.25	46.5〃	〃 9. 9. 1	42.8〃	〃 14. 9.16	83.7〃
〃 5. 6.20	41.0〃	〃 14. 9.17	73.4〃	〃 9. 9. 5	53.5〃	〃 15. 7.23	53.7〃
〃 5. 8. 2	46.3〃	〃 14. 9.18	60.5〃	〃 10. 5.14	42.5〃	〃 16. 6.26	61.5〃
〃 5. 8.28	60.6〃	〃 15.12. 7	83.0〃	〃 10. 6.27	86.0〃	〃 16. 7.26	44.3〃
〃 5. 9.23	66.2〃	昭和 2. 6.30	49.4〃	〃 10. 7. 5	40.5〃	〃 17. 9.18	40.2〃
〃 5. 9.24	43.4〃	〃 2. 9. 6	57.5〃	〃 11. 7.23	40.9〃	〃 18. 7.15	50.2〃
〃 6. 4.18	44.1〃	〃 3. 9. 6	70.5〃	〃 11. 8.30	44.5〃	〃 18. 7.21	40.8〃
〃 6. 4.28	67.6〃	〃 4. 7.26	40.1〃	〃 12. 6.27	41.2〃	〃 18. 8.20	40.6〃
〃 8. 9.14	51.8〃	〃 6. 9.17	44.0〃	〃 12. 7.16	44.4〃	〃 20. 6. 2	44.2〃
〃 9. 7.19	48.0〃	〃 6.10.12	50.0〃	〃 12. 7.25	48.1〃	〃 20. 8.25	100.0〃

（以下次號）

（筆者は高知市水道局下水道係長）

水道用資材統制價格

價廳告示第494號 （23.7.18附官報）

液體鹽素

品位 鹽素含有率99%以上のもの
單位 1ton
販賣業者販賣價格の統制額 20,040圓
販賣條件

1. この表の統制額は中味の價格である。
2. (イ)賣主所有の容器詰を中味賣とする場合は次の金額を此の表の統制額に加算することができる。 （容器1本當り）

1瓩以上6瓩未滿入容器	46圓11錢
6 〃 50 〃 〃	78圓64錢
50 〃 100 〃 〃	82圓96錢

(ロ) 買主容器の場合はこの表の統制額より500圓引下げとする。

晒粉

普通品 成分有効鹽素含有率30%以上のもの
1ton 販賣業者の販賣價格の統制額 9.281圓00
特製品 有効鹽素含有率30%以上にして締いたるもの 1ton 10.358〃00
晒粉液 有効鹽素含有率8%以上のもの 1ton 2.124〃00
販賣條件

1. この表の統制額は容器代金を含まない。容器詰で販賣する場合は容器額を加算する事ができる。
2. 製造業者の包裝單位數量を45瓩以下に小分けして販賣する場合は地方物價事務局長の定める小分價格によることができる。
3. (イ)この表の規定成分は製造工場出荷時の成分とする。
(ロ)この表の規定成分未滿のものゝ統制額は 1tonにつき次の通りとする。

販賣業者の販賣價格の統制額	普通品	特製品
	7.931圓	8.829圓

質疑應答

△工學博士島崎孝彥氏の近況

三重縣H氏に御答へ致します

前大阪市水道局長工學博士島崎孝彥先生は1ケ月の前半は高知市西町26に御歸鄉になつて居られまして中頃より月末まで大阪市へ御出張になられます。大阪市水道界では色々顧問や役員をして居られますので何時も御多忙で活躍されております。 （係）

△愛媛縣K氏にお答へ致します

大阪府布施市には現在量水器の製造工場は存在致しません。戰爭前金門商會布施工場がありましたが現在では瓦斯關係の器具のみの製造である様です。量水器製造或は修理工場に就ては本誌八月號第20頁に委細記載してありますから御參照下さい。 （係）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

各地通信

○全國都市連盟會議

日本都市連盟ではさる5月8日6大都市をはじめ全國170市が加入して發足以來、都市問題の調査研究を行い都市政策の科學的な基礎資料を提供しているが、來る11月4.5.6の三日間大阪中央公會堂で全國都市問題會議を開催、目下自治体にとり最も緊急問題である都市財政の確立に關する方策を議題として會員都市をはじめ學界官界などから500名が參加する。

當日は京大汐見三郎博士、地方財政委員會事務局長萩田保氏、吹田市助役小川忠敬氏を中心に會員の研究報告と討論を行うが、都市財政問題の究明にその成果が期待されている。

○第17回水道協會全國總會新潟市於開催

本年度水道協會第17回總會は來る10月22.23兩日に渡り新潟市に開催される事になつた。

○大阪水道局復興計畫

戰前2キロ以上を保つていた大阪市の上水道の水壓は戰災による水管の破損から1.2キロに下り最近は1.4キロに回復したが、これを戰前の狀態にもどすため市水道局では復興5ケ年計畫をたてまず來春までに燒跡の整備を完了24年度には漏水修理、27年度までには量水計の整備、人口密集地區の排水管增設等を完成する。

○水賣りて1日2.000圓

【廣島】水枯れで尾道市の上水道は全面斷水を余儀なくされ暑さの折から市民は悲鳴を上げているが抜目のない商人は早速水賣りを開業一荷23圓から25圓の相場でかけ聲も勇ましく賣り歩いている。一日の賣上げはざつと2.000圓にのぼり、サラリーマン氏も出勤前に一働きすれば日當ぐらいは樂にかせげるという。

○大台北市計畫　人口50萬目標

戰後中國の他省に比べて比較的に惠まれている台灣の復興建設はその後めざましい活躍をつづけているが。なかでも省政府の所在地である台北市の復興ぶりは全省復興のバロメーターとも見られている。

近着の台北全民日報の報道によると、官民の復興意識はきわめて旺盛で、復興へのこの異常な努力は台北繁榮の力強く明るい將來を豫約させるものがあるが、このほど同市の都市計畫委員會によつてまとめられた尨大な都市計畫案ではまず目標人口50萬を計畫の基礎として、大都市の建設に邁進している。同市の人口は現在急激に增加して、6月には既に34萬7千名に達し、豫定收容人口に達するもそう遠くないものと見られている。本格的な計畫は工業、港灣、運河、道路、鐵道、上下水道、人口配分の6部門に分かれ、それぞれ專門の權威者によつておしすゝめられており、やがて最後的な綜合都市計畫が完成、台北市にとつてその輝かしい將來を約束するはずである。

○京都市松ケ崎淨水所漏水問題第二報

さきに理事者の責任か業者の不正かで問題となつた松ケ崎淨水場第10濾過池の漏水問題については市監査委員も水道行政上重大問題だとして去る7月以來獨自の立場から監査をすすめていたがこのほどどんな理由を並べても工事設計と現場監督の不注意は免れないと理事者にとつてはマイナスの結論を出し11日市長、議長に報告書を提出した同池は21年10月起工、22年8月完成したがその後半年もたたぬ間に日々約5.500石（約1.500人分）が漏水、水道委員會もこれをとりあげ追及、土田工事課長（當時の工事監督者）は、セメント不足と品質不良のためとはいえ設計の誤りはなく、技術的に悪いのだから請負人で責任をとるべきだと陳辯、一方請負業者（佐藤工業株式會社）は、起工時が冬だつたから伸縮設備をするよう注意したが資材がないと容れなかつたし、當然設計の誤りだと抗辯、監査の結果は、着工事の配給セメントは不良で又冬季であつたから當然その對應處置（底部を厚くするなど）を設計者が考慮すべきであつたし、また完成のとき漏水の有無を試驗するのが給水を急ぐため將來を無視してこの手續を怠つたことは監督者として重大な過失である、としておりさらに「この修理のため約1カ月の給水停止ばく大な費用は市の損失多大である」と結んでいる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

…〔業界近況〕…

▲大阪機工株式會社大阪事務所新築

アサヒ印量水器製造及修覆の大阪機工株式會社は現在本社伊丹市北村に營業所を大阪市東區北濱五丁目日本製鋼所ビル三階に存在するも狹隘なるを以而前本社事務所であつた大阪市大淀區豊崎西通一丁目に營業事務所を新築することになり目下急ぎ建築中である。

▲日本ヒーユム管株式會社大阪支店營業所の新築

日本ヒューム管株式會社大阪營業所は戰災以來西宮市大井手町一九の仝社大阪支店長宅を改造急場の間に合せとして事務を執りいたるも狹隘なるを以而先般來北區扇町の大阪水道局前に格好の土地買收大阪支店營業所を新築さるゝ事になり目下鋭意竣工を取り急つゝあり。

▲水戸量水器工作所創業

水戸市袴町１丁目水戸量水器工作所は今回創業された同所は高橋日立水道專務、鹽原足利市水道課長の兩氏を顧問として足利市日立兩水道の專屬量水器修覆工場として設立されたものであるが、所長工學士野口由藏氏技術主任江崎勝利氏の熱心經營せらるゝを以而近き將來全國に飛躍せらるゝであらう。尙同所はＮＥ式量水器試驗機をも製作註文に應じる由

▲多々良工業株式會社新築移轉

從來福岡市奥堂町丸石商會內にて營業中なりし同社は狹隘のため福岡市下對馬小路14番地に新築の營業事務所竣工今回移轉された，尙會社は社長吉村一輝氏の經營になるものにして，九州地方屈指の業者にして隆盛を極めつゝあり

營業課目，衞生煖房、溫水給水工事設計施工並に上水道用諸材料販賣、更にエタニツト及ヒューム管の九州販賣所を兼營して居る。

編集後記

八月號の島崎先生の「職業安定法と水道事業」なる論文は水道施工業者の日々痛感しつゝある問題なれば良き參考になつたことゝ思う。尙前號に豫告致しました前東京都水道局技師平野井雷治先生が量水器に關する論文を御執筆下る樣になつて居りましたが御多忙のため次號に延びましたから御詫び致します。本號の特筆すべき諸先生の論文は先ず本誌のため東京都水道局給水課長にして東大工學部講師である御多忙の御身にも不係本誌に特に御寄稿下さつた「上水道と災害」亦日立水道株式會社の社長なる御繁忙にも不係毎號有益なる御研究論文を賜り本號にも特に御執筆賜つた「量水器檢定制度の改正に就て」は各水道事業者の好參考論文である。更に平野井先生の玉稿を得られないために特に御願いして御執筆を得ましたのは大阪市水道局淨水所技師辻藤太郎先生の「一簡易淨水法」であります。辻先生の御熱意厚感謝する次第であります。三宮先生の水道の常識は愈々終りました。何れ仝先生の御許可を得て單行本として發行致したいと思います。　「K生」

水道と煖房

九月號

每月一回廿日發行

昭和廿三年九月十八日　印刷納本
昭和廿三年九月二十日　發行
昭和廿三年九月二日　第三種郵便物認可

定價金參拾圓（送二圓）
一ヶ年分　參百六拾圓也
前金切れの節は計算書を差上げます

大阪市東淀川區瑞光通一ノ一〇
編輯兼發行人　神田芳之助

大阪市北區棗村町一三
印刷人　速水實

大阪市北區棗村町一三
印刷所　速水盛文堂印刷所

大阪市東淀川區瑞光通一ノ一〇
發行所　水道煖房社
振替大阪一一三二一八番

送金法…
小爲替か振替でお願いします

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

シルユン急速濾過裝置
ネオパーモ硬水軟水裝置
罐水濃度自動調整裝置
バルブ及水道用品一式
ネオパーモ
天然グリーンサンドゼオライト

量水器修覆部品製造

上下水道

調査・設計・監督・工事請負

株式會社 **淨水工業所**

本社及工場 尼崎市濱字十二
(省線神崎驛北口下車)

各社製モートル修理販賣
(各馬力在庫豊富)

藤木電機工業株式會社

大阪市福島區上福島南三丁目
電話福島(45)一五一〇番

—多少ニ不拘御用命ヲ乞ウ—

水道用セメント製品製造販賣
本邦の最高峯

製品種目
コンクリート柱
量水器ボックス
止水栓ボックス
消火栓ボックス
井戸側
マンホール
台所流シ
ブロク類
セメント瓦
其他セメント製品百般

大阪市阿倍野區阿倍野筋八丁目四〇
建設院商工省
全國各市役所 御指定
大阪商工局所管工場

興亞建材工業所

代表者 石井秋平

電話天下茶屋(66)四〇二三 四〇二四番

道順 近畿日本鐵道上町線北畠停留所下車北半町

量水器メートル用文字版

水道用門標
高級目盛板銘板
腐蝕加工品一式

(大阪アサヒ)大阪機工株式會社指定工場

森田製版工業所

大阪市南區松屋町四十三番地
(但シ市電末吉橋下車西南角)
電話南(75)二二六二番
振替大阪六三八五七番

工場設備完成す

水量メートル
瓦斯メートル
部分各種

最も經濟的な工場及家庭用

瓦斯點火器

青葉計器製作所

長野縣岡谷市西堀9256
電話岡谷3268 振替口座長野5146
取引銀行 安田銀行 同各支店

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

鉛管鐵管繼手
木柱、コンクリート柱
水道衛生機具
バルブ、コック類
防水用諸器具
ポンプ類モーター
暖冷房器具
鉛工道具
水道工事材料一式

製作問屋

森田式槌印湯水混合
カラン製造發賣元

森田水栓工業所

森田德彦

大阪市浪速區大國町交叉点角地下鐵西入口
自宅 大阪府中河内郡惠我村一津屋

營業目課

量水器修覆及部分品製作

株式會社 南海量水器工業所

取締役社長 日比野秀夫

大阪府貝塚市北四五九番地
電話貝塚四五〇番

最良の高壓コンクリート管

ゼニス Z パイプ
が 今

農村に、製塩地に、製糸地に、都會に、新日本の建設に役立つてゐる

本社 東京都中央區日本橋茅場町二ノ五

日本ゼニスパイプ株式會社

神戸支店 神戸市生田區下山手通五丁目（山手ビル） 電話湊川(5)7612番
工場 八代・福岡・松山・神戸・新潟・札幌
營業所 八代・大分・福岡・山口・松山・神戸 京都・金澤・新潟・札幌

營業課目

鑄鐵管・異型管
瓦斯管・鋼管・繼手
制水辨・消火栓
マンホール・鐵蓋類
フランヂ・ボールト
製鑵・各種タンク類
一般鑄物製作
ダイカス工業

江昌工業所（ゴウ シヨウ）
（元須山商會）

代表者 齋藤八三郎
營業所 大阪市北區伊勢町二四 電話堀川㉟番
九州出張所 振替大阪六四五七五番 福岡市下祇園町六二 電話東四一番

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

量水器修覆及部品製作
品質優良・在庫豊富・納期迅速

各種ファンホイル
〃 金属ギヤー
〃 軸・ピニオン
〃 セルギヤー
〃 ビス・ナット
〃 〃 支柱類
〃 〃 プレス成品

日東精工株式會社
取締役社長 白波瀬俊一
京都府下綾部町井倉
(山陰線綾部駅下車)
電話綾部三三一・四五二番

岩橋式穿孔機
耐寒用不凍給水栓
特許カサノ式水管接手
特許カサノ式押カラン
製造元

上下水道栓類 衛生用各種器具 消防用器具類
布設用器具 水道用鐵蓋類 門標類木柱
各種試験器

バルブ・コツク類暖冷防用諸器具
各種金属製品設計製作

大阪市東區十二軒町25
株式會社 笠野製作所
電話東㊾8098. 振替口座大阪41041
中國出張所 山口縣柳井町新市參丁目
電略ヤテイバルゴコツク、電話長530

營業課目
衛生暖房、水道用水栓、高壓
低壓、バルブ、コツク類製造
合資會社 眞興機械製作所
本社／名古屋市西區那古野町二六五
電話西(53)九四〇番
營業所 名古屋市西區早苗町二ノ九

高級水道衛生器具
特殊バルブ・コツク
金網鑄鐵製各種管 製造卸
榎本製作
榎本水道機具
代表 榎本皖
店所 造
大阪市城東區野江東ノ町四丁目四十三

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

急速濾過裝置・塩素滅菌機
ベンチユリーメーター・水位計その他水道用諸機械

東京都中央區日本橋吳服橋三ノ七 東京建物ビル六階
水道機工株式會社
電話日本橋㉔一二一四・一二一五番
工場 羽田・世田谷

大阪市西區江戸堀上通一ノ二五
西部代理店 横手産業株式會社
電話土佐堀㈣三五五〇・三五五八番

塩素滅菌機

磯村産業株式會社
東京都港區今入町三
電話銀座 3646 3647 3648番

エタニットパイプ
ニューヒューム管 關西發賣元
水道工事設計施工
野田興業株式會社
大阪營業所 大阪市大淀區天神橋筋六ノ五
(新京阪ビル七一一)
電話堀川㉕二三六九番
神戸營業所 神戸市葺合區雲井通四丁目一七番地
電話元町(4)四九五番

量水器
修覆及部分品製作
合資會社 阪神水道工業所
代表社員 松田捨吉
尼ケ崎市神田中通四丁目一六三

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

特許

ヒサア

器水量

（修覆及製造販賣）

大阪機工株式會社

大阪營業所 大阪市東區北濱五丁目一〇 日本製鋼所ビル三階 電話福島㊺三五二三番

本社 兵庫縣伊丹市北村 電話（代表）伊丹一八一⑦

加島工場 大阪市東淀川區加島町二 電話豊崎㊲九一八・九一九番 一八五五・一八五六番

日本機械工業株式會社大阪支店

營業品目

町野式ホース接手
町野式室內消火栓
町野式地上及地下消火栓
制水辨・鐵蓋類
各種消防ポンプ
其ノ他水道器材一式

大阪市東區北濱二丁目九〇（日產ビル內）
電話北濱㉓〇八二八・〇八二九番

本社 東京都中央區京橋三丁目二（片倉ビル內）
工場 八王寺市中野町三六一七番地
大阪市東住吉區平野濱町二丁目一七
支店 名吉屋中區南大津通六丁目三
出張所 福岡市下小山町四番地

創業以來貳拾五年
ヒユーム管の元祖

日本ヒユーム管株式會社

本社 川崎市下作延一三五八
大阪營業所 西宮市大井手町一九
電話 一五三四番

一、各種弁栓類
一、各種鑄鐵製
日之出式ボックス類
一、淨水池、配水池用機器
一、其他水道用附屬品一般
設計、製作

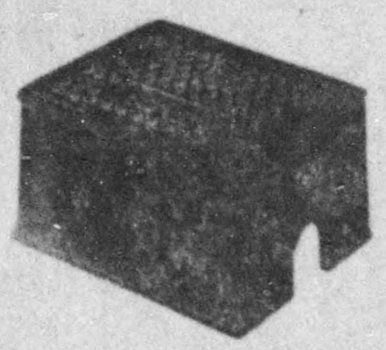

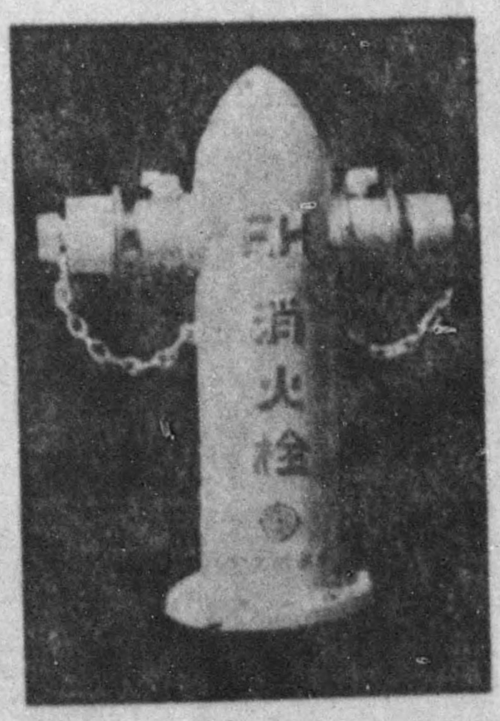

福岡市比惠新町一丁目八三番地

株式會社 日之出商會

營業所 東京・神戸・別府
工場 福岡・東京

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

THE WATER WORKS HEATING
Published by THE SUIDODANBO SHA

昭和二十三年九月十八日 印刷納本
昭和二十三年九月二十日 發行
昭和二十三年九月二日第三種郵便物認可

水道と煖房

發行所 水道煖房社
定價 金參拾圓（送料二圓）

—創業明治四拾年—

亞炭瓦斯發生爐
粗亞炭完全燃燒機
各種蒸汽罐
高壓タンク
各種電氣ボイラー

製造販賣
株式會社 平川鐵工所
取締役社長 平川久一
大阪市大淀區大仁西二丁目一
電話福島㊺ 二〇三九 一七七九番

水道・瓦斯
遠心力高級鑄鉄管
直管並異型管
各種類弇

株式會社 久保田鐵工所
本社 大阪市浪速區船出町二ノ二二
東京支店（分室） 東京都文京區元町二ノ二三
九州出張所 小倉市大坂町六丁目五七
北海道出張所 札幌市北四條西二丁目

水道・瓦斯
高級鑄鉄管
直管並異型管
制水弇消火栓

株式會社 栗本鐵工所
本社 大阪市西區新町通1の14復興産業ビル二階 電話新町 520・523
東京支店 東京都中央區日本橋江戸橋2の8 太陽生命ビル六階 電話日本橋㉔ 4474
九州出張所 小倉市米町2丁目 東電社2階 電話小倉(5) 818

量水器 製造販賣 修覆
東光精機株式會社
（舊名 芦田工業所）
本社 大阪府三島郡味舌村
工場 大阪市大淀區大仁西一丁目

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

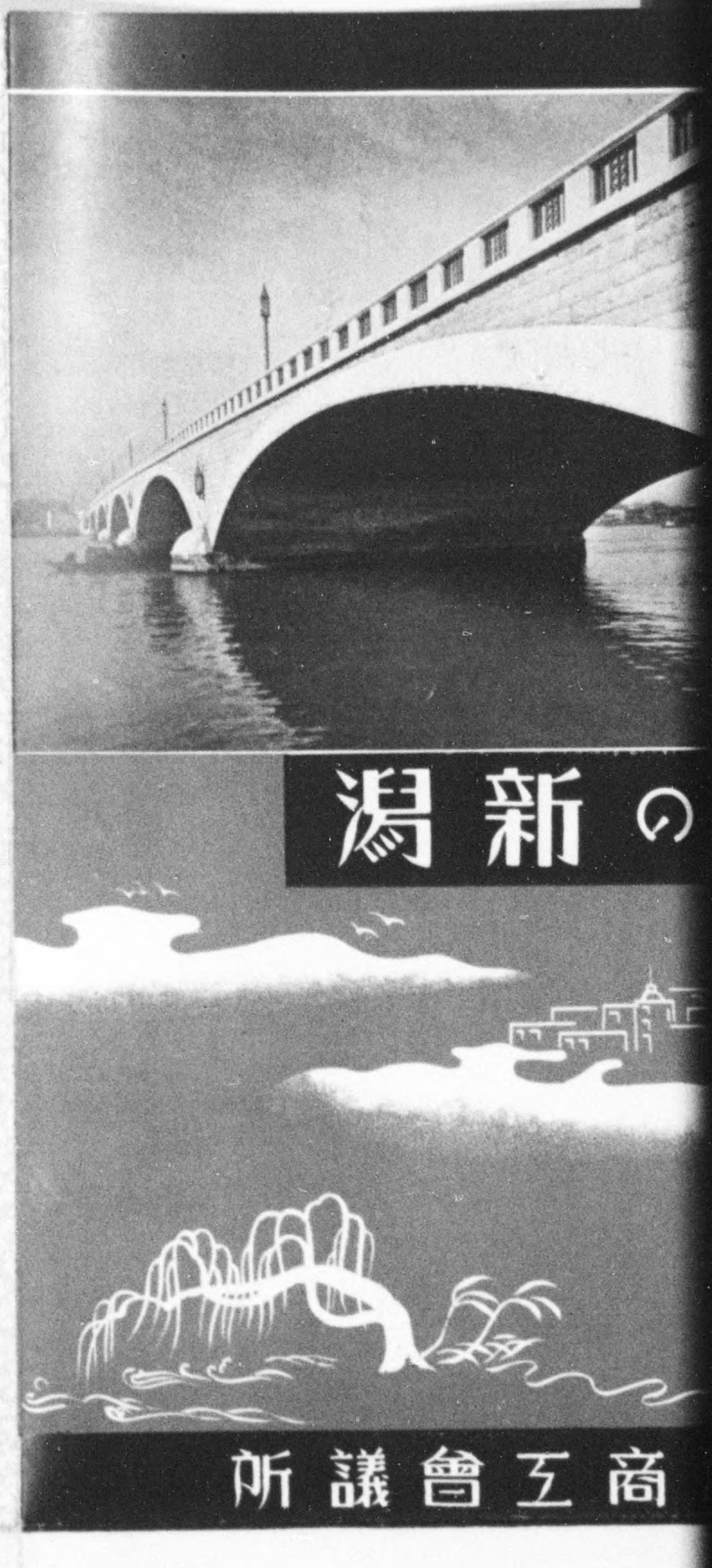

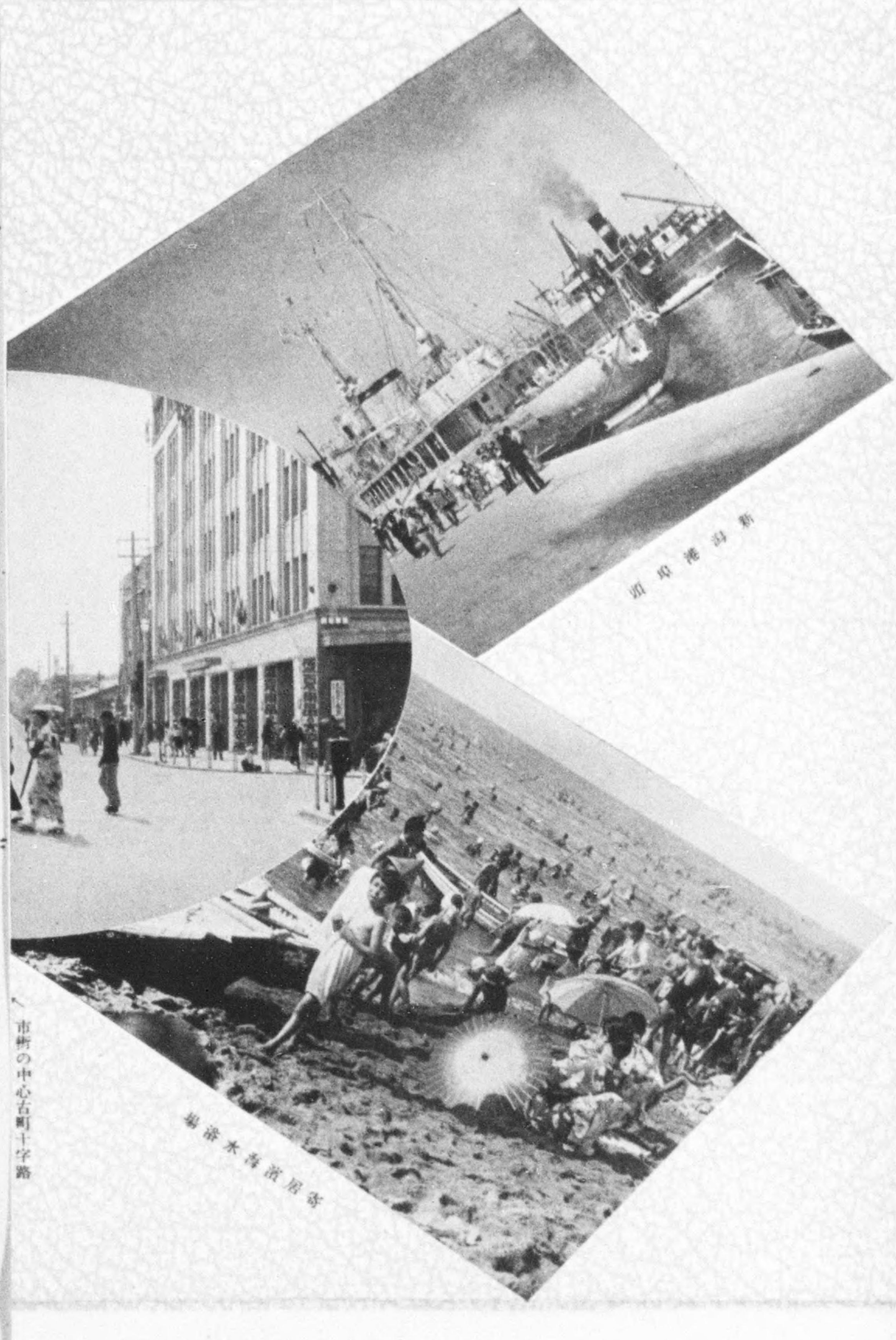

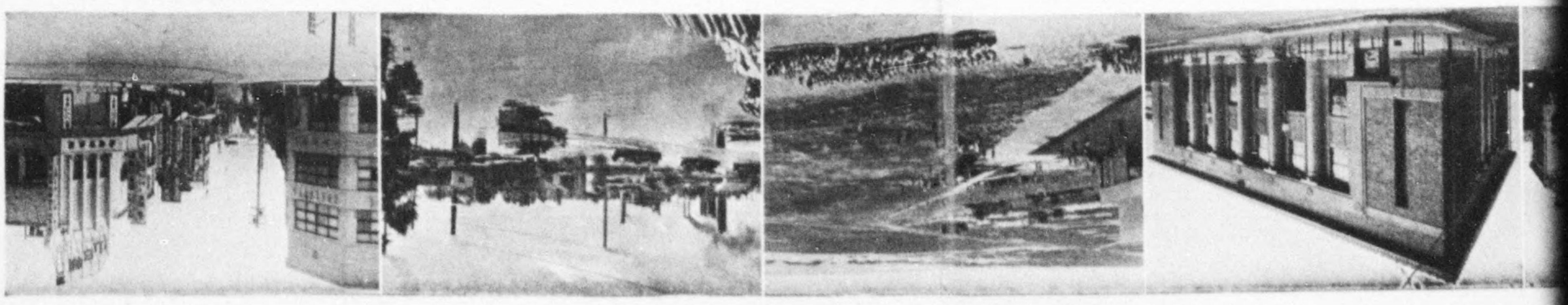

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

觀光の新潟
新潟商工會議所

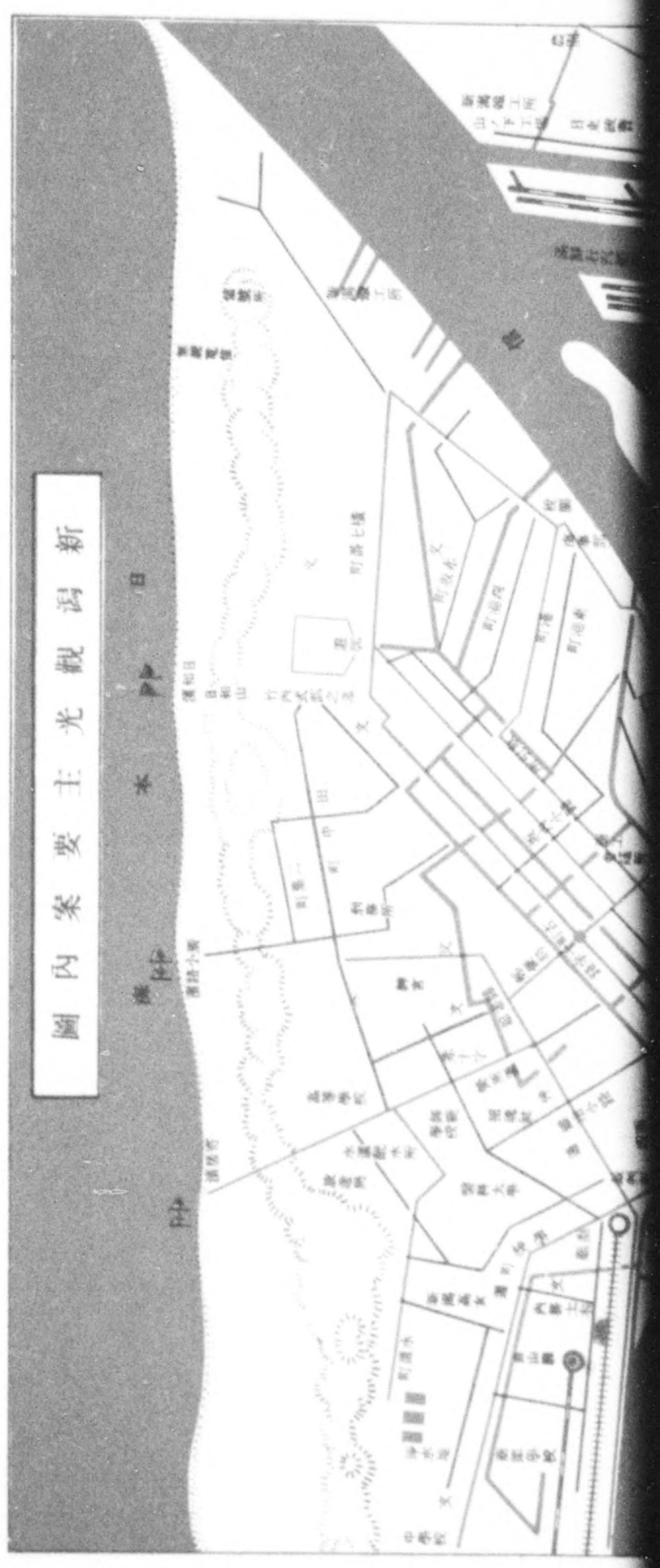
新潟觀光主要案內圖

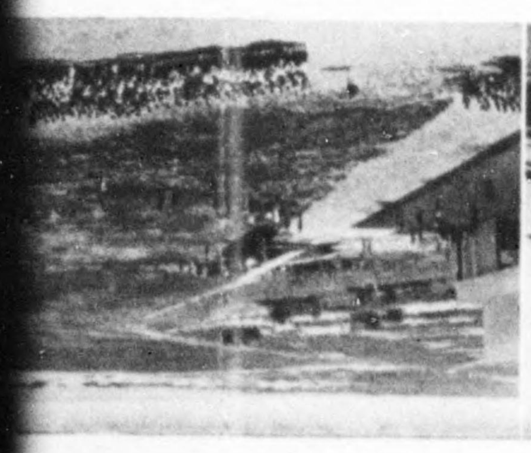

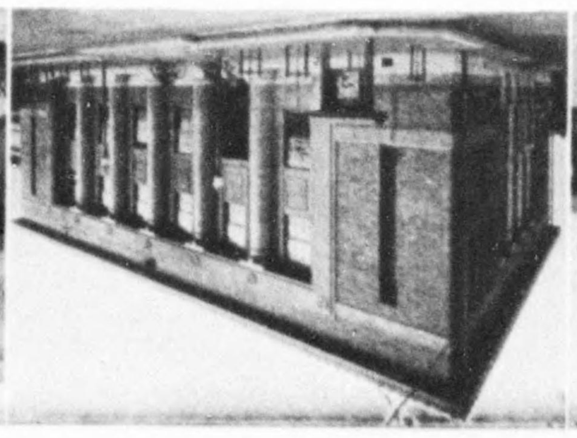

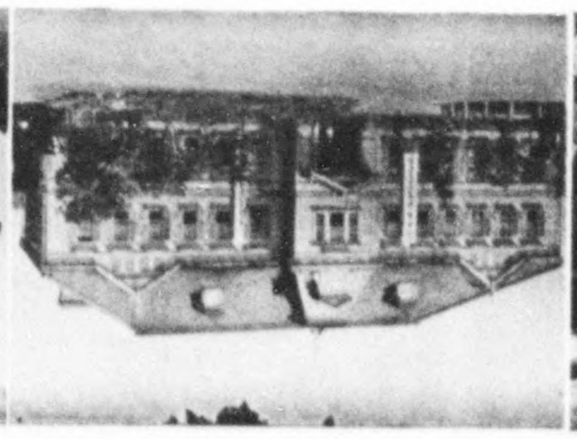

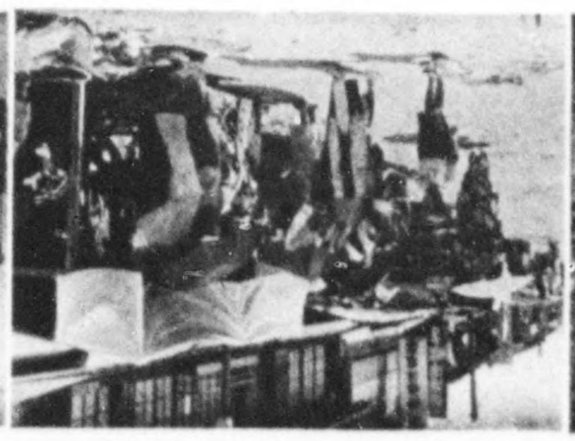

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

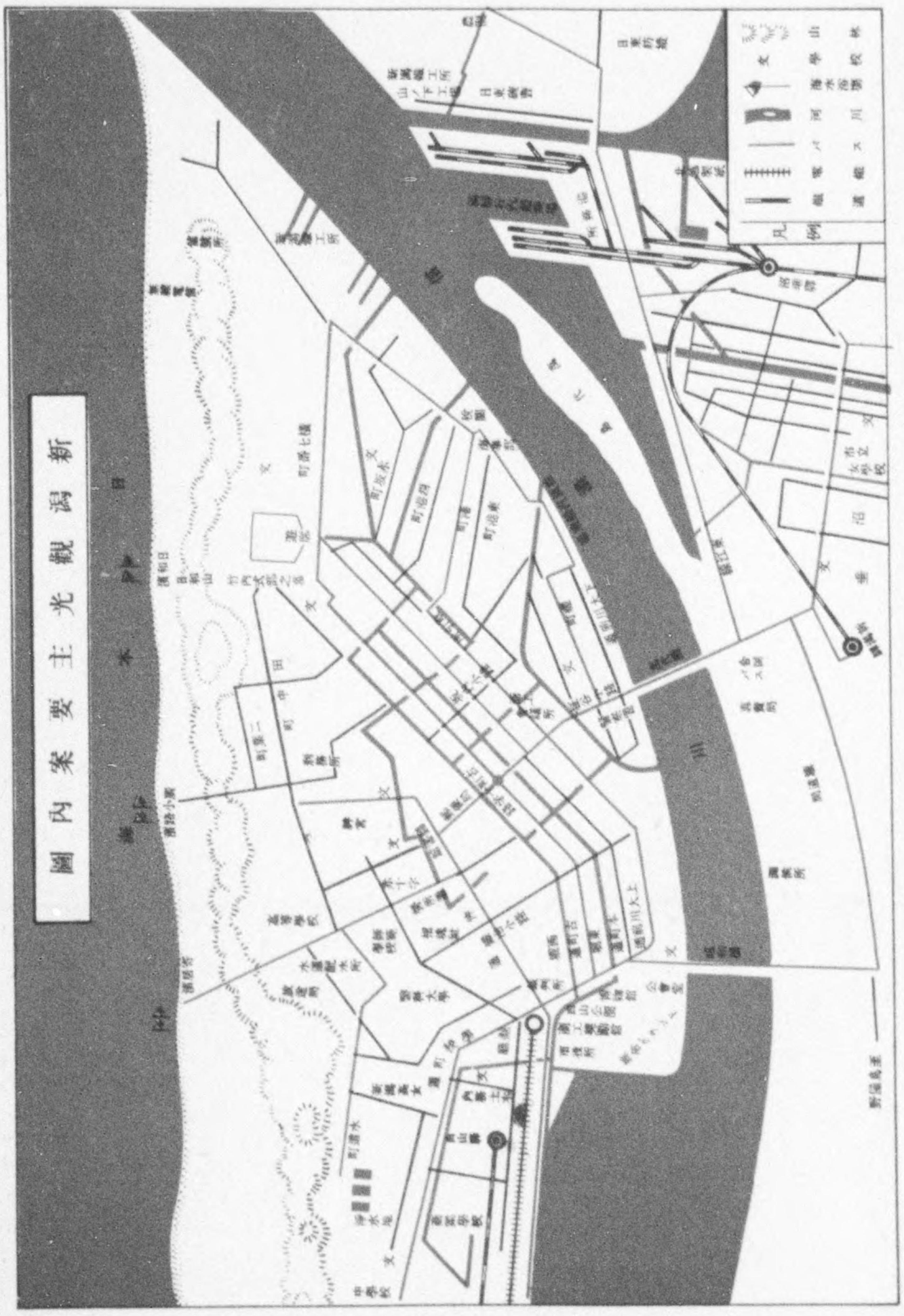

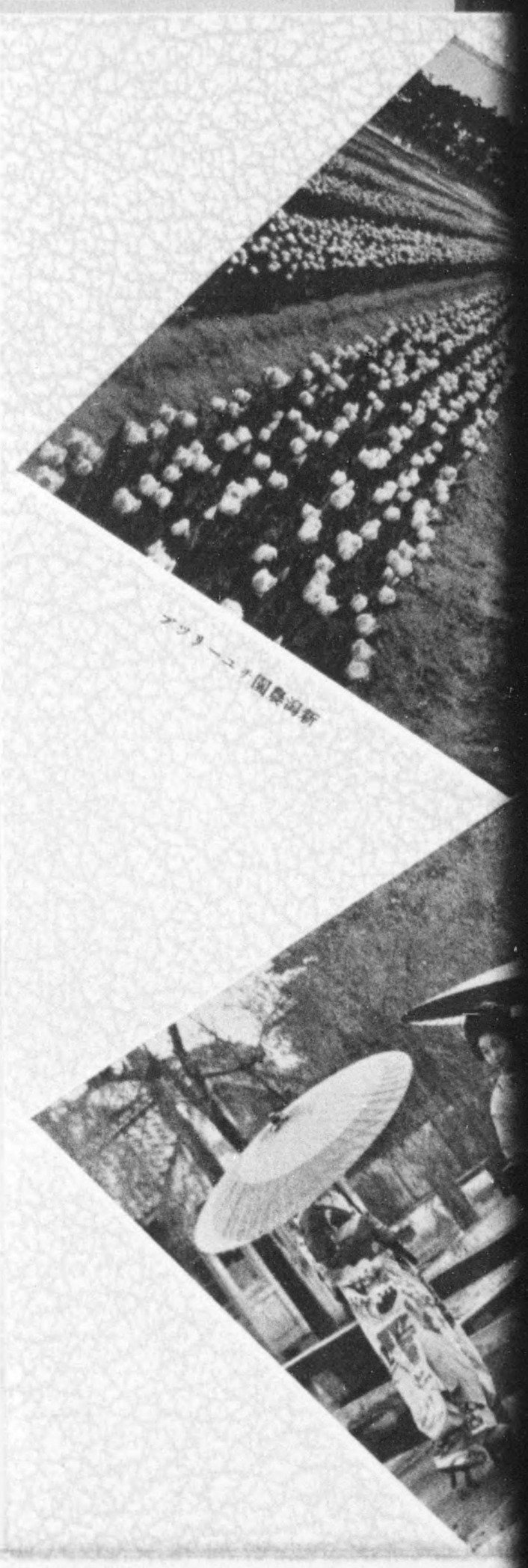

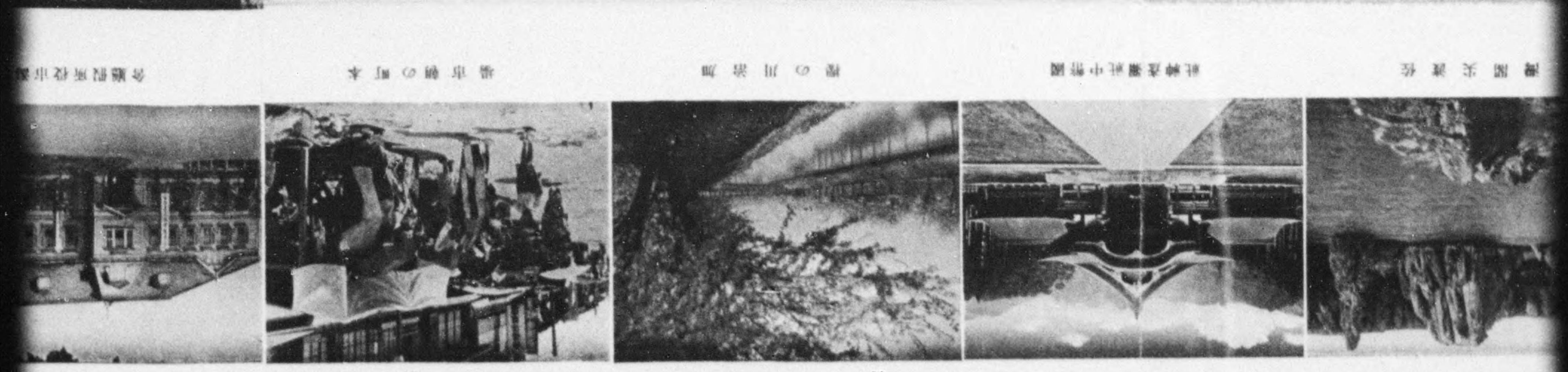

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

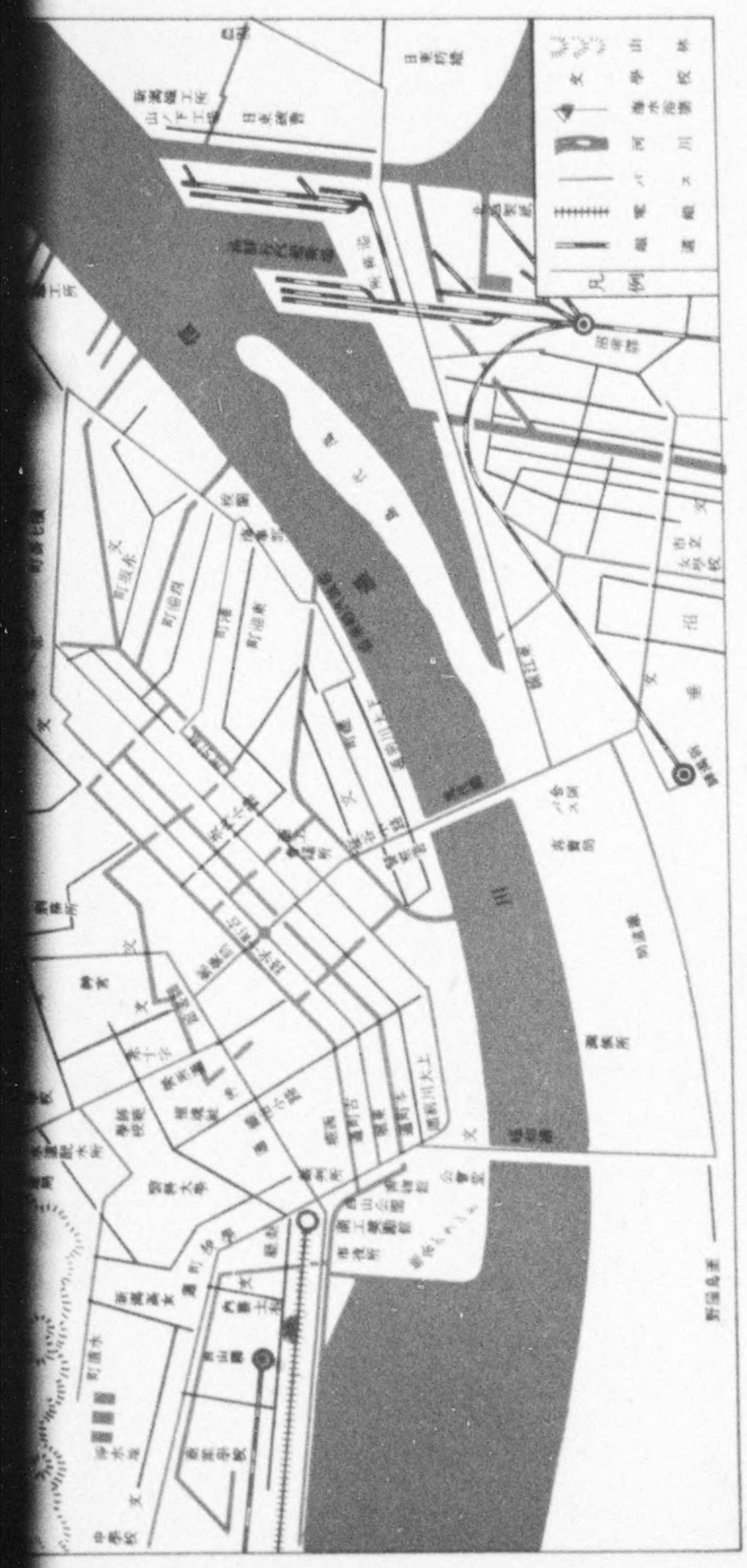

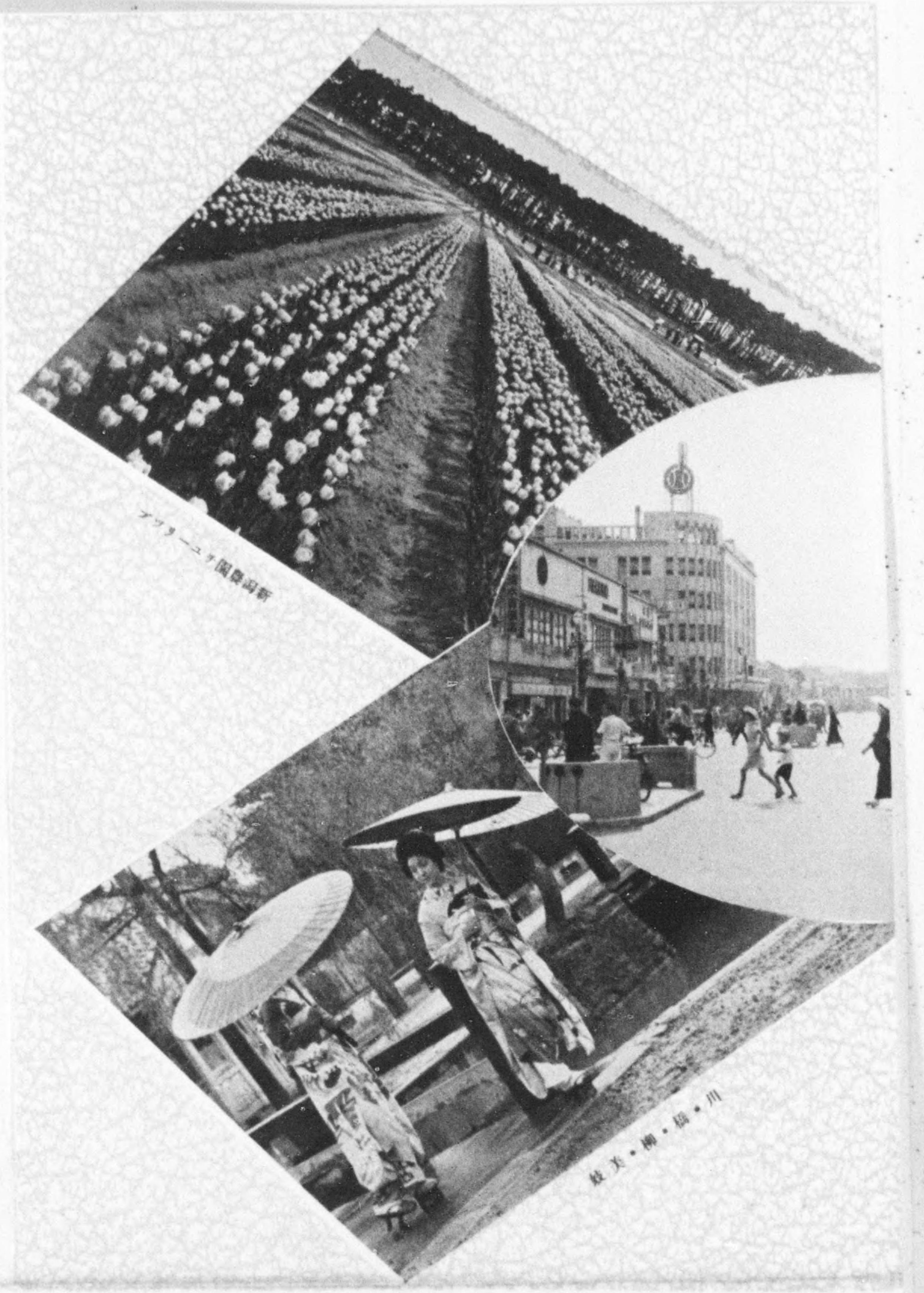

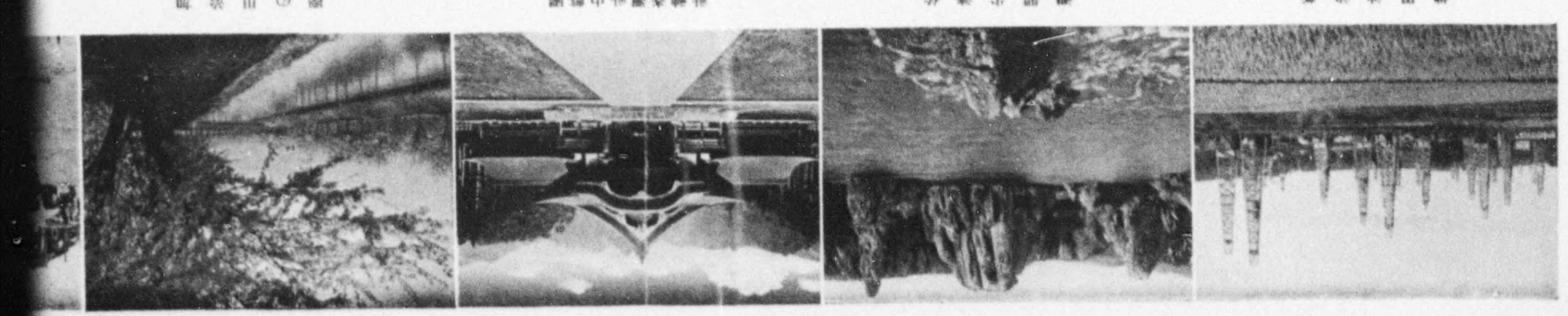

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

た隣の御野立記念碑がある。

又丘上の展望台に上れば全市を瞰下して洋々たる長江の流れを望み得ると共に芭蕉の「荒海や佐渡に横臥ふ天の川」の豪壯雄大な所懐を再生するを得るであらう。

執行せられる二つの例祭である。此の一週間に亘る祭禮中境内は軒並ぶ大小のサーカス、露店のざよめきに千筋百筋に入り亂れて脚を交へ袂を摘む雜踏に熱したる御祭の氣分を寵めて其の殷賑は實に筆紙に盡し難いものがある。

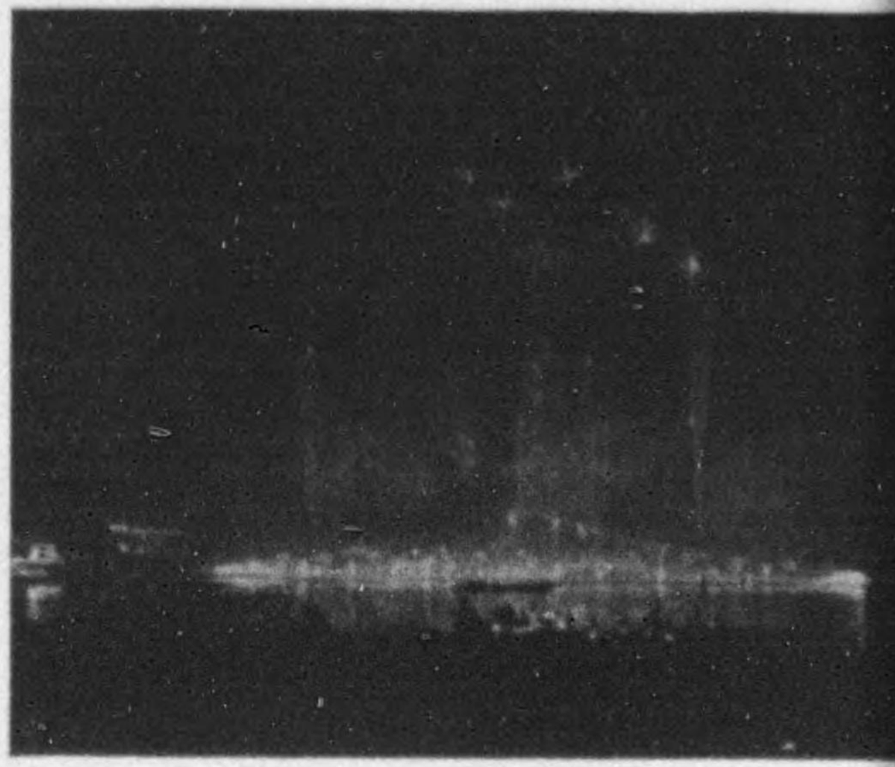
川開のスターマイン

海水浴場

新潟市の海岸一帶は白砂青松水清く遠淺にして岩石なく最良の海水浴場である。特に寄居濱、廣小路濱、日和山濱には夏期休憩設備、衛生設備も整ひ往復には自動車の便がある。

招魂社

招魂社は市の西北なる常盤ヶ丘に在り、戊辰役の烈士三百有五の英靈を祀る社である。慶應四年十月二十九日初めて祭典を執行してより爾來毎年五月十八日、九日の兩日例祭を執行して居る。

商工奨勵館

白山公園の一隅に建てられたる商工奨勵館は市重要生產品漆器、佛檀、竹製品、桐製品及各種御土產品を始め村上堆朱、燕洋食器、三條金物等縣下の名產數十萬點を陳列即賣して居る。

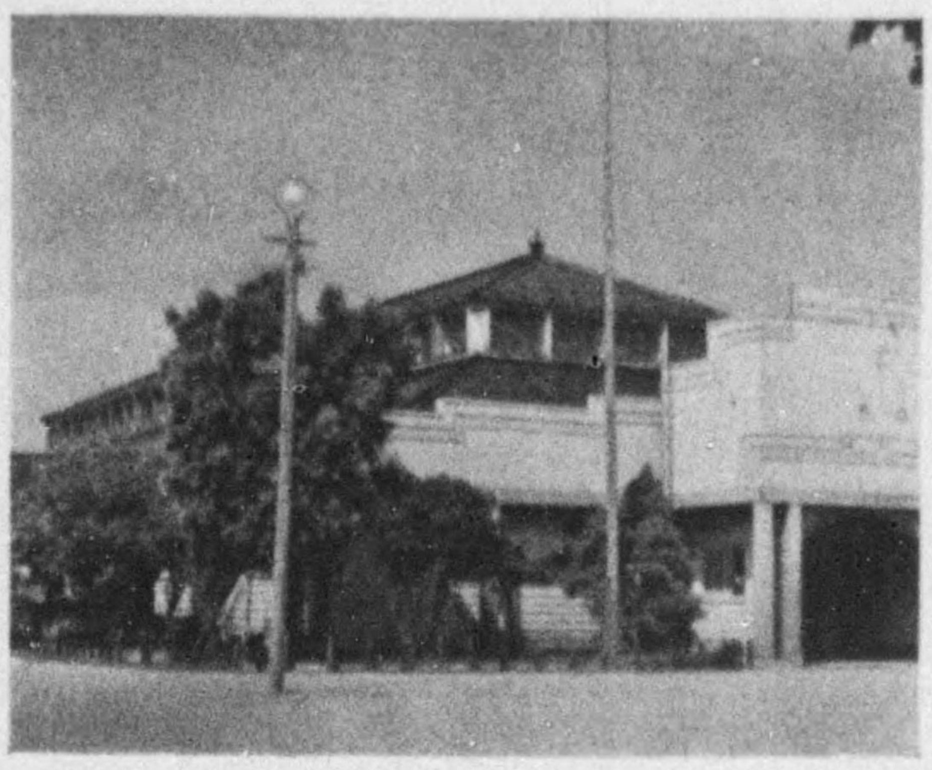
商工奨勵館

新潟稅關支署

新潟稅關支署

新潟稅關支署は明治二年十月の建築に係り市最古の洋風廳舍で開港當時を偲ばしむるものがある。

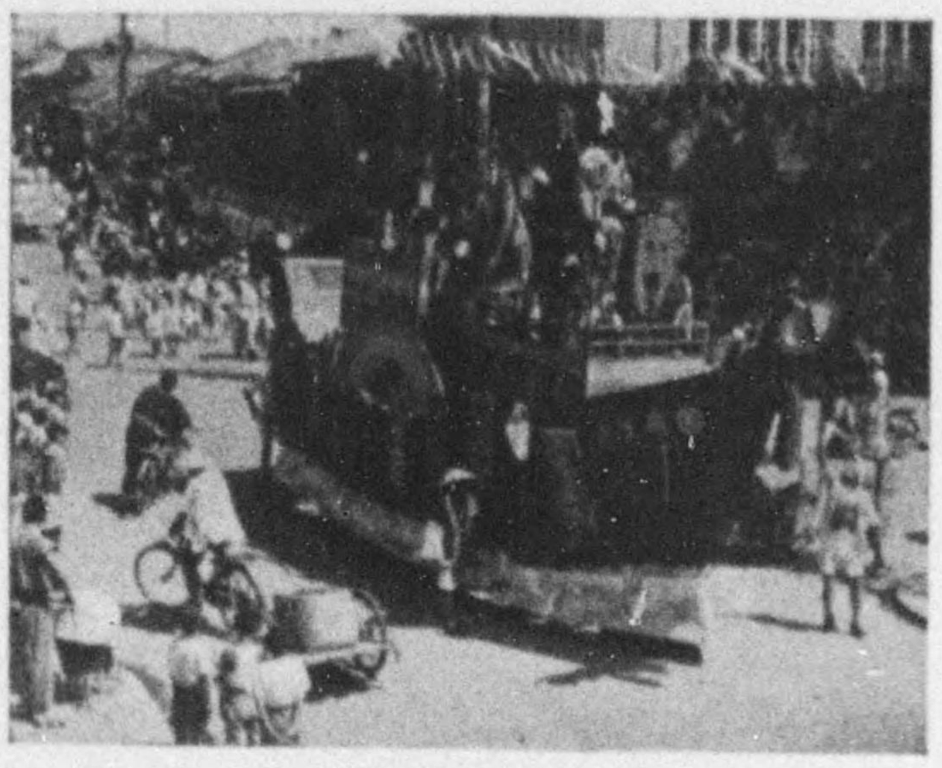
商工祭

北山淨光寺

北山淨光寺は西堀通り五番町に在り、承元元年親鸞聖人の草創に係る寺院である。元蒲原郡鳥屋野村にあつたものを慶長年間に現在の地に移したものである。承久元年九月順德院が佐渡へ御遷幸の砌り特に御幸あり、出離の道を御下問遊ばされたと傳へられて居る。當寺院には順德院御下賜の寺寶がある。

住吉祭と川開

住吉祭は嘗て港祭と云ひ港灣關係が港の繁昌策として享保年間より住吉神社の祭典を執行したのに創つて居る。

現在は毎年八月二十二、二十三日に亘り、住吉神の御輿渡御祭が施行せられて居る。

倚此の兩日には川開の催がある。橋を挾んで二晝夜に亘り大煙火を打ち上げ灯の川、灯の街の美觀を現はすの盛儀は全國無比の稱がある。

又八月十七、八日には沼垂地内に七夕祭の催がある。

蒲原祭

蒲原神社は蒲原に在り、彌彦大神の第六子を祀る五穀の守護神である。

毎年七月一、二、三日の祭禮には農村からの參詣者が非常に多い。

古來六郎託宣として一般に崇敬せられて居る。

新潟市内觀光コース

◇新潟驛起點

新潟驛―東港線―鳳趾閣（明治天皇行在所安備家）―新潟港（縣營埠頭）―日東硫曹會社工場（車中）―新潟鐵工場山ノ下工場（車中）―臨港埠頭―國立倉庫（車中）―新潟農園―北越製紙會社工場（車中）―日本石油會社工場（車中）―萬代橋（車中）―朝市場（車中）―古町商店街―郷土博物館―公會堂（車中）―綜合運動場―白山公園（白山神社、美由放ヶ岡、竹内式部碑、招忠碑）―物產館―縣廳（車中）―師範學校―招魂社―放送局―高等學校―寄居濱海水浴場―縣立圖書館（車中）―小林デパート（車中）―萬代デパート（車中）―古町商店街（車中）―日和山（佐渡遠望）―新潟稅關（車中）―日本銀行支店（車中）―新潟商工會議所（車中）―萬代橋（車中）―新潟驛

バス所要時間　二時間三十分
料金二十人乘一台　金　九　圓
ハイヤー所要時間　二　時　間
料金五人乘一台　金　六　圓

…男善女の參詣者が非常に多い

ロ、渡切の御名號（粟島より乘合自動車十五分 新潟電鐵小島村驛下車二町）

親鸞聖人が鳥屋野より平島に向はるる途中颶浪の爲舟が覆らんとした折、紙に六字の御名號を記された處一天忽ちに晴れて無事なるを得たと云ふ今其の六字の御名號は一庵に遺されて在る

ハ、焼鮒の舊蹟（新潟より乘合自動車二十分 新潟電鐵村松驛下車三町）

建暦二年親鸞聖人が赤軟行脚の折焼鮒を山田島山王社内の池に放たれし處再び生を得て游泳したと傳へられて居る當時の泉池は無いが寛政八年山王社境内の大梅が大風に倒れ其の木口に聖人の像及鮒の形が現はれたと傳へられて居る今其梅は兵衛官田代方に保存せられて居る

ニ、八房の梅の舊蹟（新潟より乘合自動車一時間十五分 羽越線中條驛下車一里）

八房の梅樹は小島村梅護寺の庭に在る六百有余年の老樹である親鸞聖人が同村百姓佐五郎の家に齋讀の梅實を植えられたのが生長したものである。八個の實を結ぶが故に此の名がある

ホ、珠數掛櫻の舊蹟

珠數掛櫻も赤梅護寺境内にあるもので親鸞聖人來錫の際珠數を懸けられた櫻で花の形は珠數房に似て居ると傳へられて居る

ヘ、三度栗の舊蹟（新潟より乘合自動車一時間二十分 羽越線水原驛下車二里）

三度栗の舊蹟は安田村大字保田孝順寺境内にあり、毎年三度實を結ぶに依つて此の名がある親鸞聖人が焼栗の實を植えられたものと傳へられて居る

ト、繋き榧の舊蹟（信越線荷生田驛下車一里）

繋き榧の舊蹟は田上村田上にある、其の實は粒毎に繋いた孔の形を止め今尚は親鸞聖人の奇蹟を語つて居る

佐渡

佐渡には順德天皇の御遺蹟眞野宮、眞野御陵、日蓮聖人の舊蹟、日野資朝卿の遺跡、相川鑛山、其他沿岸の風光明媚究分探勝の價値がある新潟よりは優秀且つ完備せる汽船で海上二時間半で到達する事が出來る

新津油田

新津油田には新津驛より三十分にして到達する事が出來る

乙寶寺（羽越線平木田驛下車十八町）

乙寶寺は眞言宗の名刹である本尊安置の大日、阿彌陀、桑師の三尊は國寶で又三重塔は特別保護建造物である

加治川堤の櫻（羽越線新發田驛下車一里半）

加治川堤長堤十里に亘る染井、吉野の櫻花は樹齢も揃ひ殊に遠山の紅虹を觀る如く又飯浅に映發するの狀は天下の絶景たるを失はない

笹川流の勝景（羽越線桑川驛下車五町）

笹川流とは海府浦の中心地域海岸一帶の勝景を云ふので或る特に桑川驛附近から北方笹川、板貝、今川等沿岸の千容萬態の岩石島嶼は頗る奇絶に富む

附近の溫泉

村杉溫泉・出湯溫泉	羽越線水原驛より	（乘合自動車にて）	廿分
月岡溫泉	同 天王新田驛より	同	十五分
赤谷溫泉	同 支線赤谷驛より	同	卅分
高瀬溫泉	同 支線米坂線下關驛より	同	五分
湯澤溫泉	同		五分
鷹ノ巣溫泉	同		廿分
瀬波溫泉	羽越線村上驛より	同	十分

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

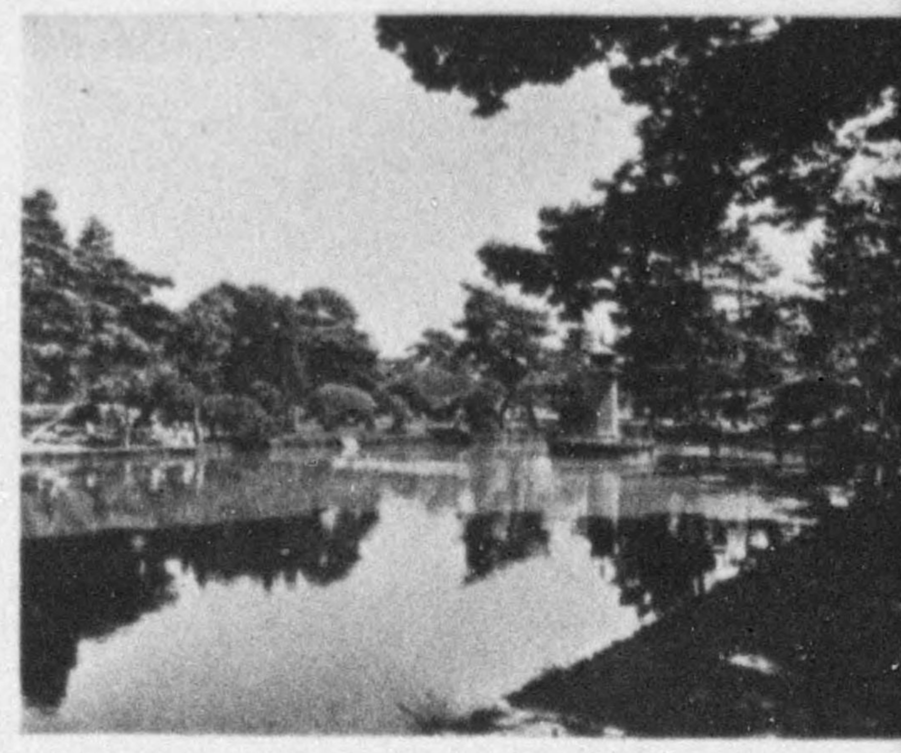

白　山　公　園

萬代橋

萬代橋は日本第二の巨流信濃川に架し東西新潟を結ぶ橋である、明治十九年市の素封家八木朋直外二氏に依つて工費二千四百圓、全長四百三十間の木橋として架けられたのである。爾來五十有餘年間新潟市文化の向上發展に貢したると其の長き事全國に比を見なかつた事とに依つて世人に廣く知られるに至つたのである。

此の時代の木橋は昭和四年八月、二百四十萬圓の工費を以て石橋に架け替へられ、木橋の昔を偲ぶ面影は無いが近代式建築にかゝる新萬代橋は市に一偉觀を添へるに至つた。蓋し此の橋より望み橋を望むの景致は益々加はるに至つた。

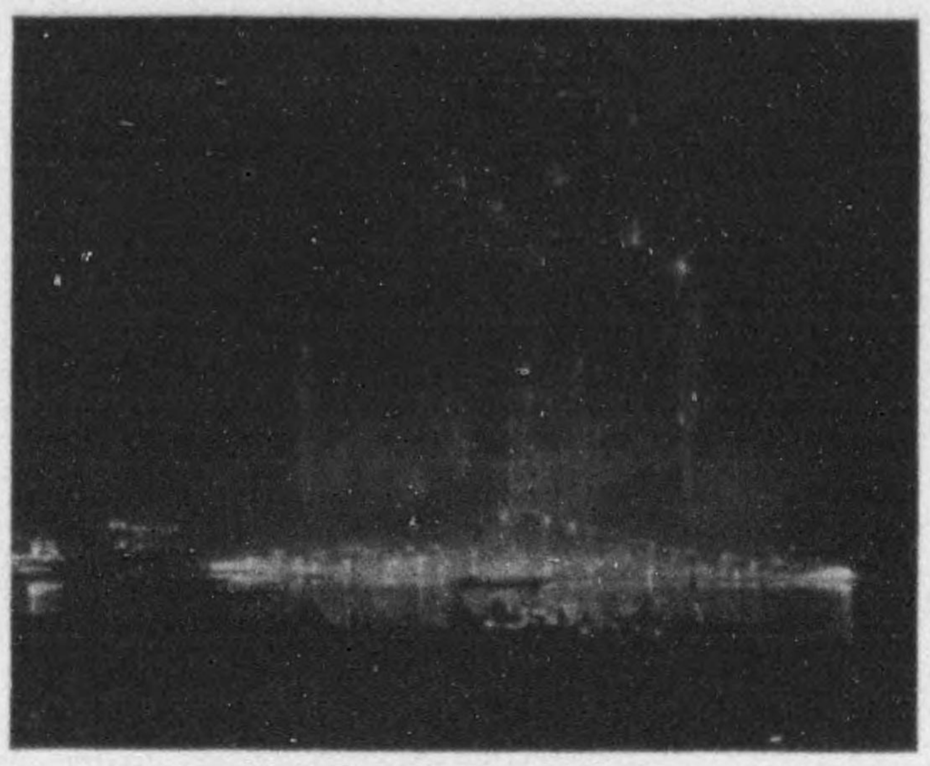

川開のスターマイン

海水浴場

新潟市の海岸一帶は白砂青松水清く遠淺にして岩石なく最良の海水浴場である。特に寄居濱、廣小路濱、日和山濱には夏期休憩設備、衛生設備も整ひ往復には自動車の便がある。

招魂社

ＪＯＱＫ

新潟放送局は市の西北松韻爽々たる常盤ヶ丘上の鐵筋コンクリートの建物がそれである。

日　和　山

日和山

日和山には住吉神社がある。

嘗て社前に三層の樓が在つて海上生活者の日和見櫓として尊ばれたものであるが今は唯々僅かに懷古の情を止めるに過ぎない。

又丘を下つて礒近くには一砂丘がある。

此處は新日和山と云つて大正五年　今上陛下未だ東宮殿下におはします頃御臨幸遊ばされた際の御野立記念碑がある。

又丘上の展望台に上れば全市を瞰下して洋々たる長江の流れを望み得ると共に芭蕉の「荒海や佐渡に橫臥ふ天の川」の豪壯雄大な所懷を再生するを得るであらう。

新潟稅關支署

新潟稅關支署

新潟稅關支署は明治二年十月の建築に係り市

く記念すると共に之れを追憶して以て將來進歩の基礎を爲さんと例年秋季皇靈祭日に盛大なる式典を擧行して居る。

眞の新潟港の開港記念日は十一月十九日なるも仲秋の季節を選んだのである。

此の日全市は國旗を掲揚し開港新潟を祝福し又港灣思想の向上普及に資する各種の催しがある。

新潟商工祭

新潟商工祭は新潟市商工業の今日あるを祝福し併て中小商工業者繁榮の一方策として例年十月廿二、廿三日の兩日に亘り擧行せられるのである。

此の兩日は全市小賣商店の聯合大賣出し及廣告行列等の催しに北國商工業の中樞たる新潟市を如實に展開するのである。

昭忠祭

昭忠祭は例年五月一日市祭を以つて擧行せられ此の日尙武精神を表徴する各種の催し及煙火の打上げ等がある。

竹内式部祭

竹内式部先生は正德二年本町通六ノ町の醫家に生れ京師に遊びて儒學、神學及兵學を研修し王政復古の大業、明治維新の促進に牢固たる基礎を築いた勤王の志士である。

新潟市は此の偉業を傳へ永く之を表頌すべく例年十月五日神式に依り白山公園の頌德碑前に於て市祭として盛典を擧げて居る。

白山祭

白山祭として人口に膾炙せられるは例年四月(自十二日至十八日)及七月(自十二日至十八日)に執行せられる二つの例祭である。

此の一週間に亘る祭禮中境内は軒並ぶ大小のサーカス、露店のざよめきに千筋百筋に入り亂れて脚を交へ袂を揃む雜踏に熱したる御祭の氣分を籠めて其の殷賑は實に筆紙に盡し難いものがある。

住吉祭と川開

住吉祭は嘗て港祭と云ひ港灣關係が港の繁昌策として享保年間より住吉神社の祭典を執行したのに創つて居る。

現在は毎年八月二十二、二十三日に亘り、住吉神の御輿渡御祭が施行せられて居る。

尙此の兩日には川開の催がある。

橋を挾んで二晝夜に亘り大煙火を打ち上げ灯の川、灯の街の美觀を現はすの盛儀は全國無比の稱がある。

又八月十七、八日には沼垂地内に七夕祭の催がある。

蒲原祭

蒲原神社は蒲原に在り、彌彦大神の第六子を祀る五穀の守護神である。

毎年七月一、二、三日の祭禮には農村からの參詣者が非常に多い。

料金五人乘一台　金六圓

◆土産品

菓子	梨の實、柿香里、五穀糖、其他
果實	梨子、桃
食料品	甘露梅、無花果甘露煮、野菜味噌漬 魚介粕漬
竹細工	花籠、水盤、文庫
漆器	竹塗、石目、綴草塗、菓子器、硯箱 盆、茶托、花筒
桐製品	火鉢、寶盆、寶セット、履物
人形	新潟情緒人形、みなと人形
繪葉書	名所ゑはがき、美人ゑはがき

市外の名所舊蹟

彌彦神社（[illegible]下車九町）

彌彦神社は越後一の宮と稱せられ大祭は五月十四日、燈籠神事は舊暦六月十四日十五日の兩日である、當時縣内外からの參詣者の多い事は全國有數である、新潟より汽車又は自動車にて一時間餘で達する事が出來る

親鸞聖人の遺蹟

イ、逆竹の舊蹟（新潟より乘合自動車二十分）

信濃川の對岸鳥屋野西方寺境内にある眞宗の靈場である其の昔親鸞聖人が越路に布教行脚の際其の手にせる紫竹の杖を地上に插入したるに後日に至り其の杖より根を生じ枝葉が倒に繁茂したと云ひ傳へられて居る尙又此の御堂の附近には聖人使用の井戸、袈裟懸の松、聖人枕石、聖人草庵の御影並に[illegible]の池等の舊蹟がある　毎年四月二十五日法會執行の際は遠近より善男善女の參詣者が非常に多い

ロ、波切の御名號（新潟より乘合自動車十五分 新潟電鐵小島停留場下車二町）

親鸞聖人が鳥屋野より小島に向はるる途中風浪の爲舟が覆らんとした折、紙に六字の御名號を記された處一天忽ちに晴れて無事なるを得たと云ふ今其の六字の御名號は一庵に遺されて在る

ハ、燒鮒の舊蹟（新潟より乘合自動車二十分 新潟電鐵燒鮒停留場下車三町）

建暦二年親鸞聖人が布教行脚の折燒鮒を山田島山王社内の池に放たれし處再び生を得て游泳したと傳へられて居る當時の泉池は無いが寬政八年山王社境内の大榎が大風に倒れ其の木口に聖人の像及鮒の形が現はれたと傳へられて居る今其榎は[illegible]宮田代方に保存せられて居る

ニ、八房の梅の舊蹟（新潟より乘合自動車一時間十五分 羽越線水原驛下車一里）

八房の梅樹は小島村梅護寺の庭に在る六百有余年の老樹である親鸞聖人が同村百姓佐五郎の家に御勸請の梅實を植えられたのが生長したものである、八個の實を結ぶが故に此の名がある

ホ、珠數掛櫻の舊蹟

珠數掛櫻も亦梅護寺境内にあるもので親鸞聖人來錫の際珠數を懸けられた櫻で花の形は珠數房に似て居ると傳へられて居る

ヘ、三度栗の舊蹟（新潟より乘合自動車一時間二十分 羽越線水原驛下車二里）

三度栗の舊蹟は安田村大字保田孝順寺境内にある、毎年三度實を結ぶに依つて此の名がある親鸞聖人が燒栗の實を植えられたものと傳へられて居る

ト、繋ぎ榧の舊蹟（信越線羽生田驛下車一里）

繋き榧の舊蹟は田上村田上にある、其の實は粒毎に繋いた孔の形を止め今尙は親鸞聖人の奇蹟を語つて居る

佐

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

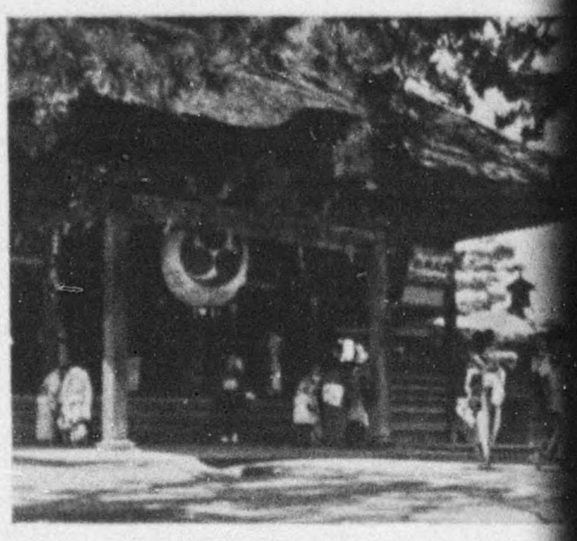

縣社白山神社

白山神社と白山公園

白山公園は市の南西信濃川に沿ふて老樹鬱蒼自然の眺望と風致に富み、其の花卉の美と泉石の雅は知らず人目を樂しましむるものがある。

縣社白山神社は園の西南隅に在り菊理媛命を祭る產土神である。

園内には明治十一年聖駕北越御巡幸の際蹕を駐めて山河の勝を愛で給ひし美由岐ヶ岡記念碑がある外昭忠碑、勤王大儒竹内式部碑、藤井如夢、坂井子敬の碑等がある。

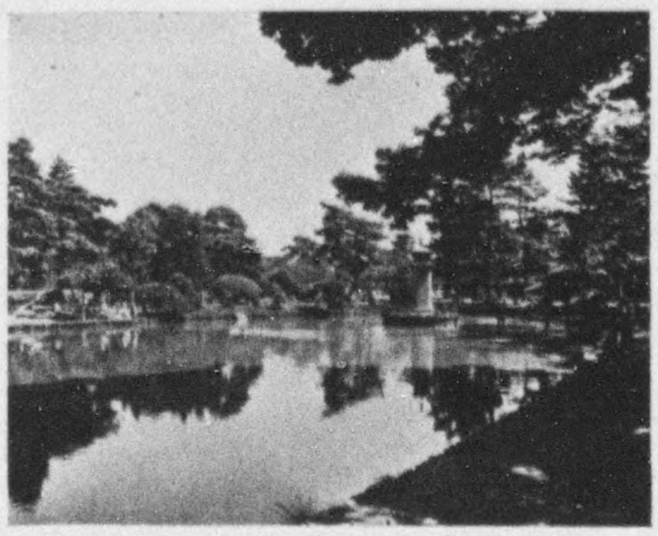

白山公園

萬代橋

萬代橋は日本第二の巨流信濃川に架し東西新潟を結ぶ橋である、明治十九年市の素封家八木朋直外二氏に依つて工費二千四百圓、全長四百三十間の木橋として架けられたのである。爾來五十有餘年間新潟市文化の向上發展に資したると其の長き事全國に比を見なかつた事とに依つて世人に廣く知られるに至つたのである。

此の時代の木橋は昭和四年八月、二百四十萬圓の工費を以て石橋に架け替へられ、木橋の昔を偲ぶ面影は無いが近代式建築にかゝる新萬代橋は市に一偉觀を添へるに至つた。

蓋し此の橋より望み橋を望むの景致は益々加はるに至つた。

新潟市公會堂

信濃川昭和橋々畔に巍然と聳ゆる白堊の殿堂こそ市民が永年渇望錯く能はざりし市公會堂である、總建坪數一三二六坪三階建高大なる時計塔を有する鐵骨鐵筋コンクリート造、聽衆壹千五百名を收容し得る最近式建築物である、總工費四拾五萬圓を要し昭和十二年工を起し翌年六月漸く竣巧せるものである。

尙此公會堂の建設は市の篤志家新津恒吉翁個人の寄附行爲に依るものである。

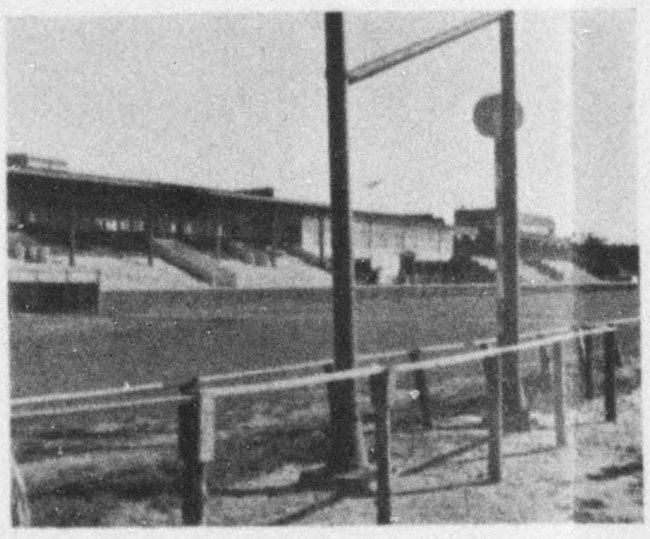

新潟競馬場

JOQK

新潟放送局は市の西北松韻爽々たる常盤ヶ丘上の鐵筋コンクリートの建物がそれである。

日和山

日和山

日和山には住吉神社がある。

嘗て社前に三層の樓が在つて海上生活者の日和見櫓として尊ばれたものであるが今は唯々僅かに懷古の情を止めるに過ぎない。

又丘を下つて磯近くには一砂丘がある。

廣大なる海濱砂漠地に設置せられた市營のものであつたが其後國營に編入されて交通又は國防的見地よりして重要性を帶びて居る。

年中行事

公認競馬

競馬は毎年六月及九月の二回關屋競馬場に催されて居る。

盆踊り

近時盆踊りは時日と時間に制限を加へられたが八月十三、四日より二十七、八日頃まで神社寺院の境内又は廣場等に於て樽を圍んで老若男女打ち群れて月明を浴びて踊る樣は鄕土藝術として地方的情趣の深いものがある。

歌詞は七七七五の文句を數へ

「新潟戀しや白山樣よ
松が見えますほのぼのと」

等は克く歌はるゝ文句である。

新潟開港記念式

新潟開港記念會は開國五港の一たる歷史を永く記念すると共に之れを追憶して以て將來進歩の基礎を爲さんと例年秋季皇靈祭日に盛大なる式典を擧行して居る。

眞の新潟港の開港記念日は十一月十九日なるも仲秋の季節を選んだのである。

此の日全市は國旗を掲揚し開港新潟を祝福し又港灣思想の向上普及に資する各種の催しがある。

新潟商工祭

新潟商工祭は新潟市商工業の今日あるを祝福し併て中小商工業者繁榮の一方策として例年十月廿二、廿三日の兩日に亘り擧行せられるのである。

此の兩日は全市小賣商店の聯合大賣出し及廣告行列等の催しに北國商工業の中樞たる新潟市を如實に展開するのである。

昭忠祭

昭忠祭は例年五月一日市祭を以つて擧行せられ此の日尙武精神を表徵する各種の催し及煙火の打上げ等がある。

竹内式部祭

竹内式部先生は正德二年本町通六ノ町の醫家に生れ京師に遊びて儒學、神學及兵學を研修し王政復古の大業、明治維新の促進に牢固たる基礎を築いた勤王の志士である。

新潟市は此の偉業を傳へ永く之を表頌すべく例年十月五日神式に依り白山公園の頌德碑前に於て市祭として盛典を擧げて居る。

白山祭

バス所要時間 二時間三十分
料金二十人乘一台 金九圓
ハイヤー所要時間 二時間
料金五人乘一台 金六圓

◇古町十字路起點

古町十字路—古町商店街(車中)—鄕土博物館—公會堂—綜合運動場—白山公園(白山神社、美由岐ヶ岡、竹内式部碑、昭忠碑)—物產館—縣廳(車中)—醫科大學(車中)—師範學校(車中)—招魂社(車中)—放送局(車中)—高等學校(車中)—寄居濱海水浴場—小林デパート—(車中)—萬代デパート(車中)—古町商店街(車中)—日和山(佐渡遠望)—新潟稅關(車中)—日本銀行支店(車中)—新潟商工會議所(車中)—萬代橋(車中)—鳳趾閣(明治天皇行在所)(車中)—新潟港(縣營埠頭)—日東硫曹會社工場(車中)—新潟鐵工所山ノ下工場(車中)—國立倉庫(車中)—新潟農園—北越製紙會社工場(車中)—日本石油會社工場(車中)—萬代橋(車中)—朝市場(車中)—古町十字路

バス所要時間 二時間三十分
料金二十人乘一台 金九圓
ハイヤー所要時間 二時間
料金五人乘一台 金六圓

◆土產品

菓子	梨の實、柚香里、五穀糖、其他
果實	梨子、桃
食料品	甘露梅、無花果甘露煮、野菜味噌漬、魚介粕漬
竹細工	花籠、水盤、文庫
漆器	竹塗、石目、磯草塗、菓子器、硯箱、盆、茶托、花筒
桐製品	火鉢、蓑盆、蓑セット、履物
人形	新潟情緒人形、みなと人形
繪葉書	名所ゑはがき、美人ゑはがき

市外の名所舊蹟

彌彥神社(越後線關屋驛下車九町)

彌彥神社は越後一の宮と稱せられ大祭は五月十四日、燈籠神事は舊曆六月十四日十五日の兩日である、當時縣内外からの參詣者の多い事は全國有數である、新潟より汽車又は自動車にて一時間余で達する事が出來る

親鸞聖人の遺蹟

イ、逆竹の舊蹟(新潟より乘合自動車二十分)

信濃川の對岸烏屋野西方寺境内にある眞宗の靈場である其の昔親鸞聖人が越路に布敎行脚の際其の手にせる紫竹の杖を地上に挿入したるに後日に至り其の杖より根を生し枝葉が倒に繁茂したと云ひ傳へられて居る尙又此の御

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

觀光の新潟

市街と砂丘

新潟市は「柳あり橋あり杖の止めどころ」と詠はれたる如く所謂八千八川、七十四橋の雅趣と豊かな街並を持つ都市である。

又西南二方を限る砂丘に立ちて海上遙かに佐渡、粟生島を點綴するを見るあたり豪壯雄大の所懷は遊客の心を囚へずにおかぬものがある。

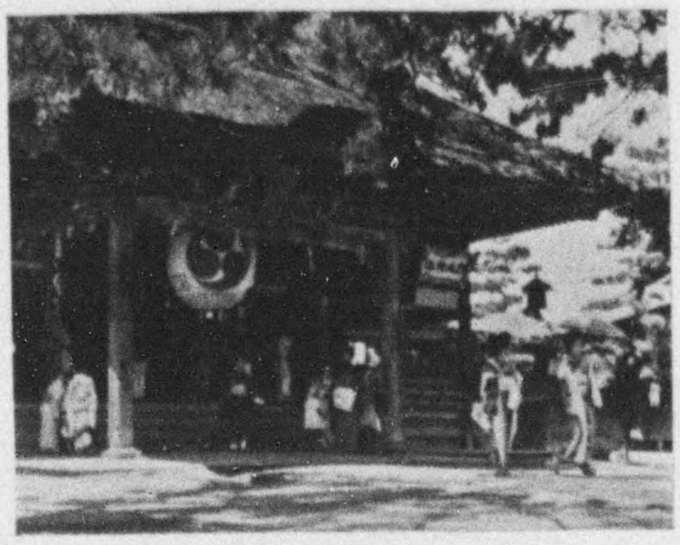

縣社白山神社

白山神社と白山公園

白山公園は市の南西信濃川に沿ふて老樹鬱蒼自然の眺望と風致に富み、其の花卉の美と泉石の雅は知らず人目を樂しましむるものがある。

縣社白山神社は園の西南隅に在り菊理媛命を祭る產土神である。

園内には明治十一年聖駕北越御巡幸の際蹕を駐めて山河の勝を愛で給ひし美由岐ヶ岡記念碑がある外昭忠碑、勤王大儒竹内式部碑、藤井如夢、坂井子敬の碑等がある。

白山公園

新潟市公會堂

新潟市公會堂

信濃川昭和橋々畔に巍然と聳ゆる白堊の殿堂こそ市民が永年渇望錯く能はざりし市公會堂である、總建坪數一三二六坪三階建高大なる時計塔を有する鐵骨鐵筋コンクリート造、聽衆壹千五百名を收容し得る最近式建築物である、總工費四拾五萬圓を要し昭和十二年工を起し翌年六月漸く竣巧せるものである。

尙此公會堂の建設は市の篤志家新津恒吉翁個人の寄附行爲に依るものである。

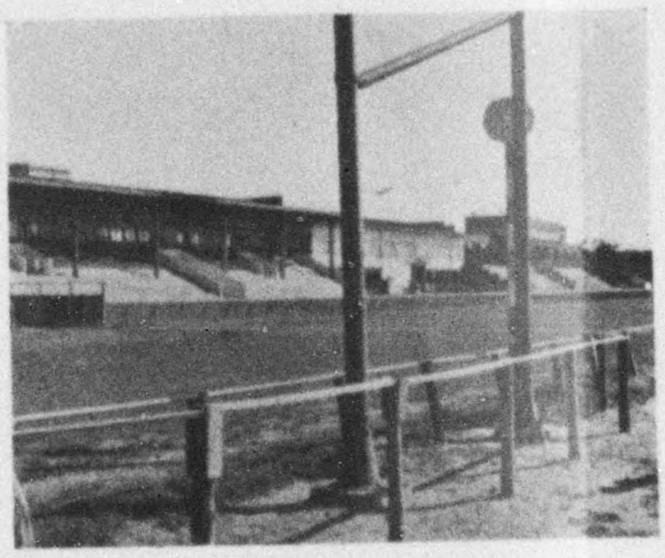

新潟競馬場

JOQK

新潟放送局は市の西北松韻爽々たる常盤ヶ丘上の鐵筋コンクリートの建物がそれである。

新潟農園

新潟農園は山ノ下地内總面積三十町歩に亘る一大農場がそれである。

此の栽培場を圍む松林と四季に咲くチユーリツプ、ヒヤシンス、水仙、牡丹、芍藥、アザレヤ、アネモネを初めクロツカス等各種の花卉との和は恰も一大森林公園を形成せるの觀がある。

又無花果、葡萄園の設備に苺、西瓜、メロン枝豆、甘藷等の栽培に四季の果實と農園内には音樂堂、蘭茶寮、喫茶店、運動設備等がある。

飛行場

新潟飛行場は昭和五年六月市外松ヶ崎地内の廣大なる海濱砂漠地に設置せられた市營のものであつたが其後國營に編入されて交通又は國防的見地よりして重要性を帶びて居る。

年中行事

公認競馬

競馬は毎年六月及九月の二回關屋競馬場に催されて居る。

盆踊り

近時盆踊りは時日と時間に制限を加へられたが八月十三、四日より二十七、八日頃まで神社寺院の境内又は廣場等に於て樽を圍んで老若男女打ち群れて月明を浴びて踊る樣は鄕土藝術として地方的情趣の深いものがある。

歌詞は七七七五の文句を數へ

「新潟戀しや白山樣よ
松が見えますほのぼのと」

等は克く歌はるゝ文句である。

新潟開港記念式

新潟開港記念會は開國五港の一たる歷史を永く記念すると共に之れを追憶して以て將來進歩の基礎を爲さんと例年秋季皇靈祭日に盛大なる式典を擧行して居る。

眞の新潟港の開港記念日は十一月十九日なるも仲秋の季節を選んだのである。

此の日全市は國旗を揭揚し開港新潟を祝福し又港灣思想の向上普及に資する各種の催しがある。

新潟商工祭

新潟商工祭は新潟市商工業の今日あるを祝福

◇白山驛起點

白山驛—新潟縣廳(車中)—物產館—綜合運動場—公會堂—白山公園(白山神社、美由岐ヶ岡、竹内式部碑、昭忠碑)—鄕土博物館—裁判所(車中)—醫科大學(車中)—師範學校(車中)—招魂社(車中)—放送局(車中)—高等學校(車中)—寄居濱海水浴場—縣立圖書館(車中)—小林デパート—(車中)—萬代デパート(車中)—古町商店街(車中)—日和山(佐渡遠望)—新潟稅關(車中)—日本銀行支店(車中)—新潟商工會議所(車中)—萬代橋(車中)—鳳趾閣(明治天皇行在所)(車中)—新潟港(縣營埠頭)—日東硫曹會社工場(車中)—新潟鐵工所山ノ下工場(車中)—國立倉庫(車中)—新潟農園—北越製紙會社工場(車中)—日本石油會社工場(車中)—萬代橋—朝市場(車中)—古町商店街(車中)—白山驛

バス所要時間 二時間三十分
料金二十人乘一台 金九圓
ハイヤー所要時間 二時間
料金五人乘一台 金六圓

◇古町十字路起點

古町十字路—古町商店街(車中)—鄕土博物館—公會堂—綜合運動場—白山公園(白山神社、美由岐ヶ岡、竹内式部碑、昭忠碑)—物產館—縣廳(車中)—醫科大學(車中)—師範學校(車中)—招魂社(車中)—放送局(車中)—高等學校(車中)—寄居濱海水浴場—小林デパート—(車中)—萬代デパート(車中)—古町商店街(車中)—日和山(佐渡遠望)—新潟稅關(車中)—日本銀行支店(車中)—新潟商工會議所(車中)—萬代橋(車中)—鳳趾閣(明治天皇行在所)(車中)—新潟港(縣營埠頭)—日東硫曹會社工場(車中)—新潟鐵工所山ノ下工場(車中)—國立倉庫(車中)—新潟農園—北越製紙會社工場(車中)—日本石油會社工場(車中)—萬代橋(車中)—朝市場(車中)—古町十字路

バス所要時間 二時間三十分
料金二十人乘一台 金九圓
ハイヤー所要時間 二時間
料金五人乘一台 金六圓

◆土產品

菓子	梨の實、柚香里、五穀糖、其他
果實	梨子、桃
食料品	甘露梅、無花果甘露煮、野菜味噌漬、魚介粕漬
竹細工	花籠、水盤、文庫
漆器	竹塗、石目、硫草塗、菓子器、硯箱

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

Problems to be brought up at the 15. Convention

昭和二十三年十月

第十五回部會提出問題集

水道協會

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

一、水道行政監督機構の簡素化に關する件　（中部支部）

二、上下水道事業の財政に關する件　（中部支部）

三、下水道事業に對する國庫補助の大幅增額方陳情の件　（關西支部）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

四、都市計畫事業として施行したる水道の維持管理費の一部を徴收する爲地方財政法第二一九條の改正方並に一般下水道事業費の起債に關し其の筋へ陳情の件

（中部支部）

五、上下水道國庫補　事業費認承額大幅引上方陳情の件

（中國四國支部）

【理由】　上下水道事業に對する國庫補助基本額は區劃整理事業に比して甚だ僅少なる爲事業を併行して行ふ事を得す復興に大なる支障を來して居るこれについては機會ある毎に關係當局へ陳情して居るが未だ其の効果を見ない本會を通し強力に趣旨の貫徹を期したい。

六、戰災復興及復舊事業に對する事務費並びに補助費の增額及び起債に關する件

（中部支部）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

七、戰災復舊補助事業を尚數年間繼續施行せられる樣主務省に陳情の件（中國四國支部）

【理由】戰災復舊事業全體計畫に對しその事業認承額は餘りに少額であり然も其の後の經濟狀勢の變動に伴ふ諸資材及勞賃の高騰は事業の遂行を著しく阻んでその進捗率は極めて低く計畫の一部施行を見たにすぎぬ現狀にあり依つて當初計畫年次は之を今後尚數年繰延べる必要あり。

八、殺菌用液體鹽素注入に對する經費補助について（關東支部）

九、水道給水料金を物價統制令より除外の件（九州支部）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

一〇、水道料金に對する物價統制令の適用除外について

（東北支部）

【理由】水道料金は吾人の消費經濟に密接な繋りはあるけれ共これが値上げが必ずしも一般諸物價の高騰を招來するものとは思はれない。水道事業は現實の面において地方自治團體の經營する處で水道利用者の意志の反映する範圍において料金の改正を行ふのであるから不當な料金を課し諸物價との均衡を失する等のないものと思はれる。以上の見地より水道料金に對する物價統制令の適用を除外しこれが料金の改正はそれを經營する地方自治體獨自の立場において決定するやう當局の考慮を望む。

一一、上下水道用諸物資の配給割當及從業員に對する諸物資の配給割當は主務省より　接事業體へ割當あるべく主務大臣へ稟議願ひたし。

（九州支部）

一二、鑄鐵管、鉛管其の他水道事業用各種資材の確保について關係當局に陳情の件

（關西支部）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

一三、上下水道事業従事者に對する主食加配増量について陳情の件
（關西支部）

四、主要食糧の勞務加配並に作業衣の配給に關し、其の範圍の擴大増加方に關し陳情の件
（中部支部）

一五、水道事業従事者に對する衣料地下足袋雨合羽等配給確保について當局に陳情の件
（關西支部）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

一六、電力の割當と其の節減方法並びに給水對策に付研究の件

（中部支部）

一七、水道用電力使用量制限撤廢並に特別料率設定方陳情の件

（中國四國支部）

【理由】水道使用電力量は絶對所要量と配給量に相當の隔りがあり電壓の低下と相俟つて唧筒運轉が充分に行はれない現狀である此の際水道用電力は制限撤廢されるよう要望する又電力料金は數次の値上を見現今では經營費の二五%乃至三〇%を占め尚昇騰の氣運にあつて水道の健全財政を脅すに至つて居る特別料率設定に依り料金の低減を計られ度し。

一八、下水道用電力料金特別割引方陳情の件

（關西支部）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

一九、電氣稅免除方陳情について　（中部支部）

二〇、補助工事の報告類其の他實務の簡素化に關する件　（中部支部）

二一、量水器の檢定制度について　（關東支部）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

二四、計量制給水へ早急復歸對策承りたし。（九州支部）

二三、水道施設の震災對策樹立に關する件（中部支部）

二四、鐵管の錆瘤防止と配水管内に於ける水質の變化に關する件（中部支部）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

二五、鹽素注入量或は殘留鹽素量と鐵管水栓類の腐蝕の關係につき調査する必要なきや。（中部支部）

二六、水道協會の機構改革雜誌編輯並びに豫算に關する件（中部支部）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

Constitution of the
- Water-association
October 1948.

（議案第二號）

社團法人水道協會定款並びに細則變更の件

社團法人水道協會定款並びに細則を別紙上欄記載の變更案の通り變更するものとする。

昭和二十三年九月二十一日提出

水道協會長
東京都知事　安井誠一郎

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

社團法人水道協會定款變更案と現行定款比較

變更案（◎印は新設規定）

第一章 總則

第一條 本會は、水道協會という。

第二條 本會は、上水道及び下水道の普及と、その健全な發達を圖ることを目的とする。

2 本會は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

一、上下水道について諸般の調査研究を行うこと。

二、上下水道用品の規格について研究を行うこと。

三、上下水道用品檢査の委託を受けること。

四、機關雜誌その他上下水道參考圖書を刊行すること。

五、上下水道の設計及び調査の委託を受けること。

六、政府その他に請願、建議等をすること。

七、上下水道功績者の表彰をすること。

八、見學、視察、講演會又は講習會を開催すること。

◎九、上下水道從事員の福利厚生について調査研究を行うこと。

十、前各號の外本會の目的を達成するため必要なこと。

第三條 本會は事務所を、東京都文京區元町二丁目二十三番地の四に置く。

第四條 本會は必要の地に支部を置く、支部の區域は、細則でこれを定める。

第二章 會員

第五條 本會の會員は、正會員、特別會員及び贊助會員の三種とする。

2 前項の外、名譽會員を置くことができる。

現行（◎印は削除規定）

第一章 總則

第一條 本會ハ水道協會ト稱ス

第二條 本會ハ國策ニ順應シテ上下水道事業ノ健全ナル發達ヲ圖ルヲ目的トス

本會ハ前項目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、上下水道事業ニ關スル諸般ノ調査研究

二、上下水道用品ノ規格統一

三、上下水道用品ノ檢査

◎四、上下水道用品資材ノ配給斡旋

五、統計報告、機關雜誌其ノ他圖書ノ刊行

六、上下水道ノ設計及調査ノ受託

七、政府其ノ他ニ對スル請願、建議及意見ノ具申

八、功績者ノ表彰及發明ノ奬勵

九、見學、視察及講演會又ハ講習會ノ開催

十、前各號ノ外本會ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル事項

第三條 本會ハ事務所ヲ東京都文京區元町二丁目二十三番地ノ四ニ置ク

第四條 本會ハ必要ノ地ニ支部ヲ置ク

第五條 本會ハ專門事項審議ノ爲部會ヲ設ク

第二章 會員及賛助員

第六條 會員ヲ分チ正會員、特別會員及賛助會員ノ三種トス

前項ノ外名譽會員ヲ置クコトヲ得

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

第六條　正會員は、上水道若しくは下水道を經營し、又は計畫中の者とする。

2　特別會員は、次の各號の一に該當する者とする。

一、上水道若しくは下水道について學識又は經驗ある者。

二、事業遂行の必要上理事會で、推薦された者。

3　賛助會員は、上水道若しくは下水道に密接な關係があり、本會の目的達成に賛助協力する者とする。

4　名譽會員は、上水道若しくは下水道について、特別の功績がある者で總會で推薦された者とする。

第七條　前條第二項第二號によつて推薦された會員で、その推薦が職務に基いてなされた者は、その職務を去つたときは、會員の資格を失うものとする。

第八條　正會員及び賛助會員はその代表者一名を選定して、本會にこれを届出でなければならない。

第九條　本會に、入會しようとする者は、所定の入會申込書に署名捺印の上申込まなければならない。

2　前項の申込があつたときは、會長審査の上、第六條に該當する者と認めたときは、その入會を承認し、會員臺帳に登錄するものとする。

第十條　會員が、退會しようとするときは、理由を附して届出でなければならない。

第十一條　會員が會費を滯納し又は本定款に違反し、若しくは本會の體面をけがす行爲があつたときは、理事三分の二以上の同意によつて、除名することができる。

第三章　入會金及び會費

第七條　正會員ハ上水道若ハ下水道ヲ經營シ又ハ計畫中ノ者トス

特別會員ハ左ノ一ニ該當スル者トス

一、上水道若ハ下水道ノ事業ニ從事シ又ハ從事シタル者

二、上水道若ハ下水道ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

三、正會員又ハ賛助會員ニ於テ指名シタル其ノ所屬職員

四、事業遂行ノ必要上評議員會ニ於テ推薦シタル者

賛助會員ハ上水道若ハ下水道ニ密接ナル關係ヲ有シ本會ノ目的達成ニ協力スル者トス

名譽會員ハ斯界ニ特別ノ功績アル者ニシテ總會ニ於テ推薦セラレタル者トス

（細則第二條ノ三）

第七條ノ二　正會員及賛助會員ハ其ノ代表者一名ヲ選定シテ本會ニ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

前項代表者ノ外正會員又ハ賛助會員ニ於テ指名シ得ル特別會員ノ數ハ正會員ニ在リテハ九名以内賛助會員ニ在リテハ六名以内トシ細則ニ於テ之ヲ定ム

◎第七條ノ三　會員ハ本會ノ業務ニ關シ必要ナル報告ヲ爲スモノトス

◎第八條　本會ノ趣旨ヲ賛成シ相當ノ寄附ヲナシタル者ハ賛助會員トス

第九條　本會ニ入會セムトスル者ハ理事會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第七條第二項第三號ニ依リ指名セラレタル者亦同ジ

特別會員タラムトスルトキハ會員二名ノ紹介アルコトヲ要ス

第十條　會員退會セムトスルトキハ其ノ理由ヲ記シ届出ツヘシ

第十一條　會員會費ヲ滯納シ又ハ本定款ニ違反シ若ハ本會ノ體面ヲ毀損シタル行爲アリタルトキハ理事三分ノ二以上ノ同意ニヨリ除名スルコトヲ得

第三章　入會金及會費

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

第十二條　會員は、細則所定の入會金及び會費を負擔しなければならない。
但し第六條第二項第二號によつて推薦された者及び名譽會員はこの限りでない。

第四章　役員及び顧問

第十三條　本會に、次の役員を置く。

會長	一名
副會長	一名
理事	若干名
監事	若干名
評議員	若干名
支部長	若干名

2　會長、副會長及び理事を以て民法上の理事とする。

第十四條　會長、副會長、理事及び監事は、總會で會員（正會員及び賛助會員はその代表者以下これに同じ）中からこれを選擧する。

2　評議員は、總會で各支部毎にその支部所屬會員中から、これを選擧する。

3　支部長は各支部に一名とし、總會でその支部所屬の會員中からこれを選擧する。

第十五條　役員の任期は、二年とする。但しその終期は選任された年から第二年目の定時總會終結の日とする。

第十六條　役員中に缺員ができたときは、補缺選擧を行う。但し理事會でその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2　前項の補缺選擧は、理事については評議員會でこれを行うことができる。

3　補選された者の任期は、前任者の殘任期間とする。

第十七條　會長は諸般の會務を總理し、本會を代表する。

第十二條　正會員及第七條第二項第一號又ハ第二號ニ依ル特別會員並ニ賛助會員ハ細則所定ノ入會金及會費ヲ納付スルモノトス

第四章　役員及顧問

第十三條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長	一名
副會長	一名
理事	若干名
監事	若干名
評議員	若干名
支部長	若干名

會長、副會長及理事ヲ以テ民法上ノ理事トス

役員ノ任期ハ二年トス、但シ其ノ終期ハ任期滿了ノ年ノ定時總會終結ノ日トス

第十四條　會長及副會長ハ總會ニ於テ之ヲ推擧ス

會長ハ諸般ノ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十五條　理事ハ總會ニ於テ會員（正會員及賛助會員ニ在リテハ其ノ代表者以下之ニ同ジ）中ヨリ之ヲ選擧ス

理事ハ理事會ヲ構成シ重要會務ヲ審議ス

會長副會長共ニ事故アルトキハ豫メ會長ノ定メタル理事其ノ職務ヲ代理ス

第十六條　監事ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選擧ス

監事ハ法令ノ定ムル所ニ據リ會務ヲ監査ス

第十七條　評議員ハ總會ニ於テ各支部毎ニ其ノ支部所屬ノ會員中ヨリ之ヲ選擧ス

評議員ハ評議員會ヲ構成シ總會ニ附議スヘキ事項ヲ審議シ本會收支豫算其ノ他重要ナル事項ヲ決議スル

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

2 副會長は、會長を補佐し、會長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 會長、副會長共に事故があるときは、豫め會長の定めた理事がその職務を代理する。

第十八條 理事は、理事會を構成し、會務執行上の重要問題を協議する。

第十九條 監事は、會務を監査する。

第二十條 評議員は、評議員會を構成する。

第二十一條 支部長は、その支部の會務を掌理する。

第二十二條 本會は、評議員會の決議によつて、顧問を置くことができる。

第五章 會 議

第二十三條 總會は、本會の意志決定の最高機關であつて、これを定時總會及び臨時總會とする。

2 定時總會は、毎年一回概ね秋期にこれを開くものとする。

3 臨時總會は、民法第六十一條に依るの外、二箇以上の支部から目的を示して請求があつたとき、これを開くものとする。

第二十四條 總會に附議しなければならないものの概目は次の通りとする。

一、本定款又は細則の變更をすること。

二、歳入、歳出豫算を定めること。

三、決算報告を認定すること。

四、基本財産又は基本金の設置及び處分に關すること。

五、新たに重要な義務を負擔し、及び權利を放棄すること。

六、本會を解散すること。

◎第二十五條 會員が、總會に附議すべき事案を提出しようとするときは、支部會の議を經なければならない。但し緊急を要するものは、支部長の同意を以つてこれに代えることができる。

第二十六條 會員は、その表決權の行使を總會に出席する會員に委任することができる。この場合代理人は、代理權を證する委任狀を會長に提出

第十八條 支部長ハ各支部ニ一名トシ總會ニ於テ其ノ支部所屬會員中ヨリ之ヲ選擧ス

支部長ハ其ノ支部ノ會務ヲ掌理ス

第十九條 理事、監事、評議員及支部長中ニ缺員ヲ生シタトキハ補缺選擧ヲ行フ但シ會長ニ於テ其ノ必要ナシト認メタルトキハ改選期迄之ヲ延期スルコトヲ得

補選セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第一項ノ補缺選擧ハ評議員會ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

第二十條 本會ハ評議員會ノ決議ニ依リ顧問ヲ推薦スルコトヲ得

第五章 會 議

第二十一條 定時總會ハ毎年一回之ヲ開キ會務ノ報告及議案其ノ他ノ事項ヲ決議ス

臨時總會ハ民法第六十一條ニ依ルノ外二箇以上ノ支部ヨリ目的ヲ示シテ請求アリタルトキハ之ヲ開ク

第二十二條 削 除

第二十三條 會員ハ其ノ表決權ノ行使ヲ總會ニ出席スヘキ會員ニ委任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ代理人ハ代理權ヲ證スヘキ委任狀ヲ會長ニ提出

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

しなければならない。

第二十七條　總會は、會員の十分の三以上出席しなければ議決することができない。

2　前條の委任狀の提出は、委任者の出席とみなす。

第二十八條　總會の決議は、出席會員の過半數を以つて決し、可否同數のときは議長がこれを決する。但し次の事項についての決議は、會員の二分の一以上が出席し、その三分の二以上の同意がなければならない。

一、本會の解散。

二、本定款の變更。

三、重要な財産の處分。

第二十九條　總會は、會長がこれを招集する。

2　總會で決議すべき事項、開會の場所及び目的等の通知は、開會一ケ月前にこれを會員に發送するものとする。但し急施を要するときはこの限りでない。

3　定時總會の開催地は、豫め前年の總會でこれを定める。

第三十條　總會の議長は、開催地正會員の代表者とする。

2　議長は議事を整理し、その經過及び結果を會長に報告しなければならない。

第三十一條　評議員會は、總會の補助機關であつて、總會に附議すべき事案を審議し、又は總會から委任された事項を決議する。

◎2　緊急を要する問題で、總會を開くことの困難な場合は、第二十八條所定の事項を除くの外、總會に代り決議することができる。但しこの場合は最近の總會に報告し、その承認を求めなければならない。

第三十二條　評議員會は、會長これを招集し、及びその議長となる。

2　評議員會の日時、場所及び附議すべき事項は、開會十日前に發送するものとする。但し緊急を要するものはこの限りでない。

スルコトヲ要ス

第二十四條　總會ハ會員ノ十分ノ三以上出席スルニ非サレハ議決スルコトヲ得ス

前項ノ委任狀ノ提出ハ委任者ノ出席ト看做ス

第二十五條　總會ノ決議ハ出席會員ノ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ據ル但シ左ノ事項ニ關スル決議ハ會員ノ二分ノ一以上出席シソノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

一、本會ノ解散

一、本定款ノ變更

一、重要ナル財産ノ處分

（細則第十條）

第二十九條　總會ハ會長之ヲ招集ス

（細則第十四條）

（細則第十一條）

第三十條　總會ノ議長ハ開催地正會員ノ代表者トス

（細則第十三條）

第三十一條　議長ハ議事ヲ整理シ其ノ經過及結果ヲ會長ニ報告スルコト

（細則第十七條）

（定款第十七條第二項）

第三十二條　評議員會ハ會長之ヲ招集シ及其ノ議長トナル

（細則第十條及第十三條）

第三十三條　評議員會ノ日時場所及附議スヘキ事項ハ開會十日前ニ發送スルコト

（細則第十六條）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

◎第三十三條　評議員會の決議は、出席評議員の過半數を以つて決し、可否同數の場合は議長がこれを決する。

2　理事は、評議員會に出席し、その表決に加はることができる。

第三十四條　本會は、上下水道に關する專門的事項を、研究討議する機關として、部會を設ける。

2　部會はこれを次の四部會とする。

事務部會
上水工務部會
下水工務部會
衞生部會

第三十五條　會員で部會に研究討議すべき事項を提出しようとするときは、支部會の議を經なければならない。但し緊急を要するものは支部長の同意を以つてこれに代えることができる。

第三十六條　部會は、會長がこれを招集する。

2　部會の日時、場所及び附議すべき事項は、開會二十日前にこれを發送するものとする。

第三十七條　部會の議長は出席會員の互選とする。

◎第三十八條　部會附議事項で決議を要するものは、出席會員の過半數を以つて決する。可否同數の場合は、議長の決するところによる。

第三十九條　部會の決議で、理事會の承認を經たものは、これを本會の名で行うことができる。

第六章　資産及會計

第四十條　本會の資産は動産、不動産及び債權より成る。

第四十一條　本會は、次の各號の資産を以つて基本金とする。

一、基本金編入の指定をされた寄附金。

（細則第二條）

（細則第十五條）

（細則第十條）

（細則第十三條）

第二十六條　支部會及部會ノ決議ニシテ理事會ノ承認ヲ經タルモノハ本會ノ名ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得

◎第二十七條　贊助員ハ總會又ハ部會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第六章　資産及會計

第二十八條　本會ノ資産ハ基本金、入會金、會費、寄附金及雜收入ヨリ成立ス

第二十九條　本會ハ左ノ各號ノ資産ヲ以テ基本金トス

一、本會設立ニ伴ヒ上水協議會ヨリ受クル準備積立金

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

二、基本金編入ノ指定ヲ以テセラレタル寄附金
三、剰餘金其ノ他ノ收入ニシテ總會ノ決議ヲ經タルモノ

第三十條　基本金ハ評議員會ノ決議ヲアラサレハ支出スルコトヲ得ス
第三十一條　本會ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始リ翌年三月末日ニ終ル

附　則

第三十二條　本定款實施ニ必要ナル細則ハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム
第三十三條　削除
第三十四條　削除
第三十五條　削除

附　則

本定款施行ノ際現ニ左記上欄ノ職ニ在ル者ハ本定款第十三條乃至第十八條ノ規定ニ拘ラス各下欄記載ノ役員タルモノトス但シ其ノ任期ハ本定款ニ依ル後ニ於ケル最近ノ總會終結ノ日ヲ以テ滿了スルモノトス

會長	會長
常任理事	理事
理事	評議員
監事	監事
支部長	支部長

第四十二條　本會の會計年度は、每年四月一日に始まり翌年三月末日に終る。

第四十三條　この定款實施に必要な細則は、總會の決議を經てこれを定める。

第四十四條　この定款は、主務大臣の認可があつた日から實施する。
第四十五條　この定款實施の際、現に役員である者は、この定款による役員とする。但しその任期は、この定款實施後の定時總會終結の日を以つて滿了するものとする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

水道協會細則變更案と現行細則比較

變更案（◎印は新設規定）

第一條　定款第四條の支部及びその區域は次の通りとする。

關東支部　東京都、神奈川縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、山梨縣

關西支部　大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣

中部支部　愛知縣、三重縣、岐阜縣、靜岡縣、福井縣、石川縣、富山縣、長野縣

東北支部　宮城縣、新潟縣、福島縣、青森縣、山形縣、秋田縣、岩手縣

中國四國支部　廣島縣、岡山縣、山口縣、鳥取縣、島根縣、香川縣、愛媛縣、德島縣、高知縣

九州支部　福岡縣、佐賀縣、長崎縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣、熊本縣、沖繩縣

北海道支部　北海道

◎第二條ノ二　定款第七條第二項第三號ニ依リ正會員及賛助會員ノ指名シ得ヘキ特別會員數ハ第四條ノ級別ニ從ヒ左ノ通トス

正會員 特級	九名
一級	七名

現行（◎印は削除規定）

第一條　定款第四條ノ支部及其ノ區域ハ左ノ通トス

關東支部　東京都、神奈川縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、山梨縣

關西支部　大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣

中部支部　愛知縣、三重縣、岐阜縣、靜岡縣、福井縣、石川縣、富山縣、長野縣

東北支部　宮城縣、新潟縣、福島縣、青森縣、山形縣、秋田縣、岩手縣

中國四國支部　廣島縣、岡山縣、山口縣、鳥取縣、島根縣、香川縣、愛媛縣、德島縣、高知縣

九州支部　熊本縣、長崎縣、福岡縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣、佐賀縣、沖繩縣

北海道支部　北海道

第二條　定款第五條ノ部會ハ左ノ通トス

第一部會	事務
第二部會	上水工務
第三部會	下水工務
第四部會	衞生

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

第二條　入會金は、正會員及び賛助會員は一、〇〇〇圓、特別會員は一〇〇圓とする。

第三條　會費は次の通りとする。但し特別の事情あるものは、理事會の議を經て別に定める。

正會員 級別		會費年額
特級	人口五十萬以上のもの	人口五十萬を二萬五千圓とし以上五十萬を增すごとに二萬二千五百圓を加える
一級	人口五十萬未滿のもの	一五、〇〇〇圓
二級	人口三十萬未滿のもの	一一、〇〇〇圓
三級	人口十五萬未滿のもの	七、〇〇〇圓
四級	人口七萬未滿のもの	四、五〇〇圓

二級　五名
三級　四名
四級　三名
五級　二名
六級　一名

賛助會員

一級	六名
二級	四名
三級	二名
四級	一名

第二條ノ三　定款第七條第二項第四號ニ依リ推薦スル特別會員ハ關係各官公署其ノ他ノ樞要ノ職務ニ在ル者ノ中ヨリ詮衡ス

前項ノ特別會員其ノ職務ヲ去リタルトキハ會員タル資格ヲ喪失スルモノトス

第三條　入會金ハ正會員及賛助會員ニ在リテハ參拾圓トス但シ定款第七條第二項第三號又ハ第四號ニ依ル特別會員タリシ者引續キ同項第一號又ハ第二號ニ依ル特別會員タラムトスルトキハ入會金ヲ要セス

第四條　會費ハ左ノ通トス但シ特別ノ事情アルモノニ付テハ理事會ノ議ヲ經テ之ヲ定ムルコトヲ得

正會員 級別		會費年額
特級	人口五十萬以上ノモノ	人口五十萬ヲ一萬圓トシ以上五十萬ヲ增スゴトニ五千圓加フ
一級	人口五十萬未滿ノモノ	六、〇〇〇圓
二級	人口三十萬未滿ノモノ	四、二〇〇圓
三級	人口十五萬未滿ノモノ	二、八〇〇圓
四級	人口七萬未滿ノモノ	一、七〇〇圓

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

五級	人口三萬未滿のもの	二、五〇〇圓
六級	人口一萬未滿のもの	一、〇〇〇圓
		三〇〇圓

特別會員
幷助會員

級別	會費年額
一級	三〇、〇〇〇圓以上
二級	二〇、〇〇〇圓
三級	一〇、〇〇〇圓
四級	五、〇〇〇圓
五級	三、〇〇〇圓

2 正會員中、上下水道を經營する者の會費は、前項の額に二割を加算する。

3 正會員中、上下水道を計畫中の者の會費は、前二項の會費の半額とする。

◎4 正會員中、工業用水その他之に類する水道を經營する者の會費は、理事會の議を經てこれを定める。

第四條 前條の會費は、毎年四月一日より五月末日迄に納付しなければならない。

2 年度の中途入會者の會費は、その年度の定時總會終了前は全額、終了後は半額とし、隨時指定の期間内に納付しなければならない。

3 年度の中途で退會又は除名しても其の年度の會費は、これを納付しなければならない。

第五條 理事及監事の定數は次の通とする。

理事	十四名
監事	三名

第六條 評議員の定數は次の通とする。

關東支部	八名
關西支部	七名

五級	人口三萬未滿ノモノ	一、〇〇〇圓
六級	人口一萬未滿ノモノ	三五〇圓
		一二〇圓

特別會員
賛助會員

級別	會費年額
一級	一〇、〇〇〇圓
二級	七、〇〇〇圓
三級	三、五〇〇圓
四級	一、七〇〇圓
五級	一、〇〇〇圓

正會員中上下水道ヲ經營スルモノノ會費ハ前項ノ額ニ十分ノ二ヲ加ヘタル額トス

正會員中上下水道ヲ計畫中ノモノノ會費ハ前二項ノ會費ノ半額トス

定款第七條第二項第一號又ハ第二號ニ依ル特別會員ニシテ同項第三號又ハ第四號ニ依ル指名又ハ推薦ヲ受ケタル場合ハ其ノ資格繼續中會費ヲ要セス

第四條ノ二 削除

第五條 前條會費ハ毎年四月一日ヨリ五月末日迄ニ納付スルモノトス

年度ノ中途入會者ノ會費ハ當該年度定時總會終了前ニアリテハ全額終了後ニアリテハ半額トシ隨時指定ノ期間内ニ納付セシム

年度ノ中途ニテ退會又ハ除名スルモ當該年度ノ會費ハ之ヲ納付セシム

◎第六條 定款第八條ノ寄附ニ關シテハ理事會ノ定ムル所ニ依ル

第七條 理事及監事ノ定款ハ左ノ通トス

理事	十四名
監事	三名

第八條 評議員ノ定數ハ左ノ通トス

關東支部	八名
關西支部	七名

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

2 第　第　第　第

中部支部　六名
東北支部　五名
中國四國支部　五名
九州支部　六名
北海道支部　三名

第七條　支部で支部規則を制定したとき、又はこれを改廢したときは理事會の承認を經なければならない。

第八條　評議員會、理事會及び部會は、必要に應じて隨時之を開く。

第九條　役員は無報酬とする。但し評議員會の決議を經た者は、この限りでない。

第十條　本會は必要な職員を置き、會長がこれを任免する。

2　職員についての規定は、別に定める

中部支部　六名
東北支部　五名
中國四國支部　五名
九州支部　六名
北海道支部　三名

第九條　支部ニ於テ支部規則ヲ制定シタルトキハ理事會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス其ノ改廢シタルトキ亦同シ

第十條　會長ハ總會、評議員會、理事會及部會ヲ招集ス

第十一條　定時總會ノ開催地ハ前年ノ定時總會ニ於テ豫メ之ヲ定ム

第十二條　評議員理事會、及部會ハ必要ニ應ジ隨時之ヲ開ク

第十三條　會議ノ議長ハ總會ニ於テハ開催地ノ正會員、評議員會及理事會ニ於テハ會長トシ部會ニ於テハ出席會員ノ互選トス

第十四條　總會ニ於テ決議スヘキ事項開會ノ場所並日時等ノ通知ハ會期一箇月以前ニ之ヲ會員ニ發送スルモノトス但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限リニ在ラス

第十五條　會員ハ審議スヘキ事項ヲ部會ニ提出セムトスルトキハ支部會ヲ經ルコトヲ要ス

第十六條　評議員會ニ附議スヘキ事項ハ說明ヲ詳記シ開會十日以前各評議員ニ送付スルモノトス但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限リニ在ラス

第十七條　總會及部會ノ議長ハ議事ヲ整理シ其ノ經過ヲ會長ニ報告スルモノトス

第十八條　役員ハ無報酬トス但シ評議員會ノ決議ヲ經タ者ハ此ノ限リニ在ラス

第十九條　本會ニ必要ナル職員ヲ置キ會長之ヲ任免ス

前項ノ職員ハ有給トス但シ其ノ一部ヲ無給トスルコトヲ得

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

第十一條　會長は、必要な事項を調査するため、委員を嘱託することができる。

◎第十二條　本會の收支經理については別に定める。

第十三條　本會は、當該年度の豫算に依る交付金を各支部に支出する。

5　支部長は、前項交付金の支出計算書を、會長に提出しなければならない。

附　則

◎第十四條　この細則は、改正定款實施の日から實施する。但し會費については昭和二十三年度分から適用する。

職員ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二十條　會長ハ必要ノ事項調査ノタメ委員ヲ嘱託スルコトヲ得

第二十一條　本會ハ當該年度ノ豫算ニ依ル交付金ヲ各支部ニ支出ス

支部長ハ前項交付金ノ支出計算書ヲ會長ニ提出スルコトヲ要ス

◎第二十二條　上水協議會協定事項ニシテ本定款及本細則ニ牴觸セサル事項ハ本會之ヲ踏襲スルモノトス

附　則

◎第二十三條　本細則改正前既ニ會員タル者ノ會費ニ付テハ昭和十八年度分ヨリ改正規定ヲ適用ス

附　則

◎第二十四條　本細則改正ニ依ル會費ニ付テハ昭和二十一年度分ヨリ改正規定ヲ適用ス

附　則

◎第二十五條　本細則改正中會費ニ付テハ昭和二十二年度分ヨリ適用ス

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

新潟港

開港記念會新潟

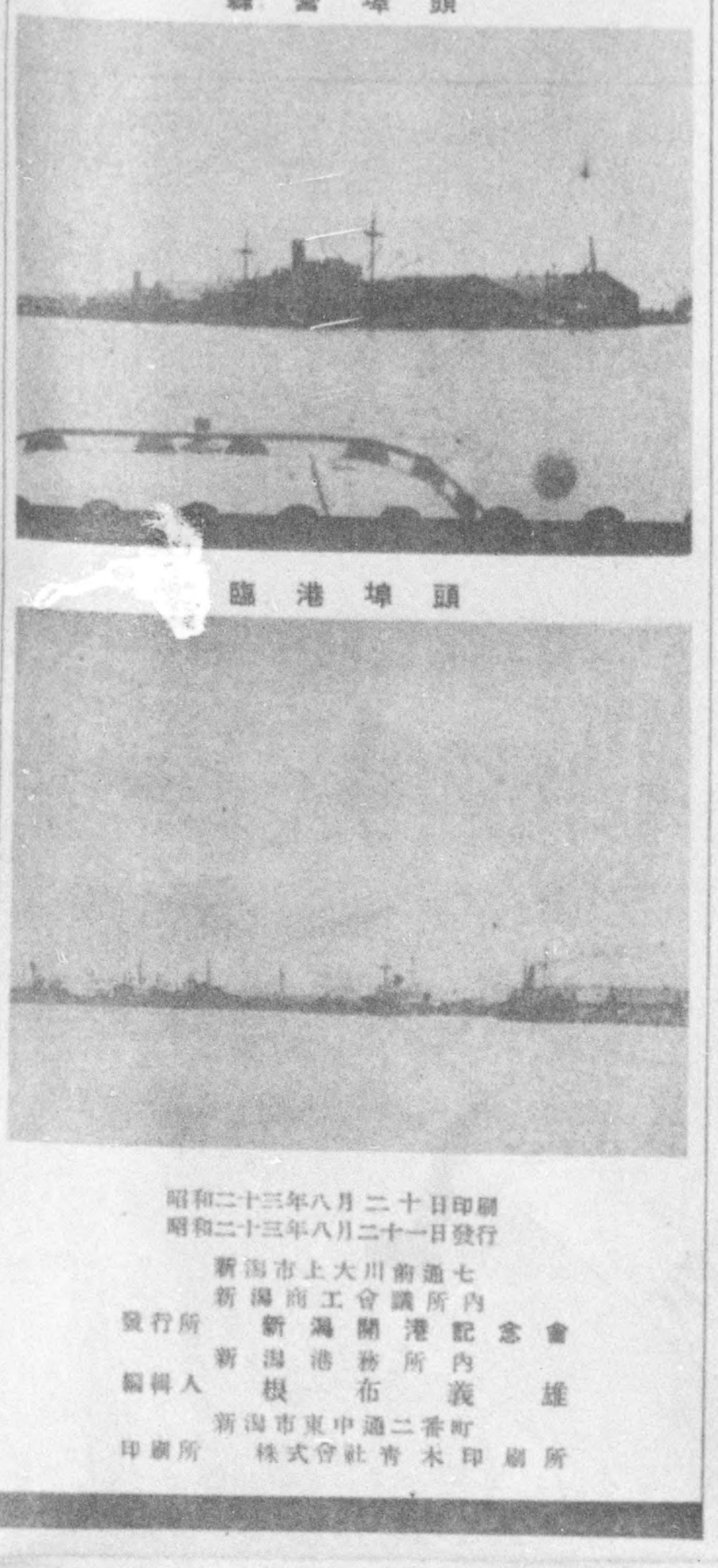

昭和二十三年八月十二日印刷
昭和二十三年八月十五日發行
新潟市上大川前通七番町
新潟商工會議所內
發行所 新潟開港記念會
新潟港務所內
編輯人 樗布義雄
新潟市東中通二番町
印刷所 株式會社青木印刷所

東邦海運株式會社新潟出張所
日本海汽株式會社新潟支店
日本郵船株式會社新潟支店
三井船舶株式會社新潟事務所

船舶・車輛・內燃機關
化學機械・木工機械・農機具
株式會社 新潟鐵工所 新潟製作所

在籍常傭一、六二八名、臨時 九七名、計 一、七二五名、

四、水深

航路の水深は港口から臨港埠頭まで七米、幅員八〇米、臨港埠頭から縣營埠頭の增加並に上流ポケットの浚渫を行うことになつている。

五、定期船

北海道航路					佐渡航路				
船名	船別	總屯數	旅客定員	航路	備考	船名	總屯數	旅客定員	航路	備考
白山丸	貨客	四、三五二噸	七五名	新潟、小樽	月三往復	こがね丸	一、〇六五	一二五	新潟、小木	月三往復
大隅丸	同	一、六八四	三九	新潟、釧路、函館	月三往復	おけさ丸	一、二六一	一二五	新潟、伏木、函館	月三往復
十勝山丸	同	一、九三二	四五	新潟、伏木、函館	月三往復	第二佐渡丸	一、二六一	一二五	新潟、伏木、函館	月三往復
						第八佐渡丸	一、二六一	一二五	新潟、伏木、函館	月三往復

六、入港船舶及び輸移出入貨物

(イ) 最近五ヶ年間の入港汽船

昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年
隻數	一、六四一	一、六四一	一、六四一	一、六四一	一、六四一	一、〇六
總屯數	三、〇六三、七四四	三、〇六三、七四四	三、〇六三、七四四	三、〇六三、七四四	三、〇六三、七四四	一、二六、四

(ロ) 最近五ヶ年の輸移出入貨物

昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年
輸移入	三、一〇〇、六〇三噸	三、三六、四五二噸	三、三六、四五二噸	三、三六、四五二噸	三、三六、四五二噸	一、一六、〇五
輸移出	三六八、〇九九	三四、七七〇	三四、七七〇	三四、七七〇	三四、七七〇	三四、六
合計	三、四六八、六八一	三、三五、三三〇	三、三五、三三〇	三、三五、三三〇	三、三五、三三〇	一、二四、二

(ハ) 主要品目別輸移入出貨物（昭和二十二年）

輸移入	石炭	コークス	木材	海產物
	三五、〇三三	四、六〇一	三五、七三	三三、六〇六
輸移出	鐵鑛石	藥工品	人造肥料	米
	二九、八〇四	七、一三	三七、一六三	三六、〇三三

新潟港關係官公署（順序不同）

名稱	電話	所在地	名
新潟縣廳	三、〇三〇	新潟市學校町一	新潟市
新潟港務所	一四一	中央埠頭	同 船舶給
同水先並信號所	一三五	西船見町	新潟地區警察署水
新潟海上運	四、三三	本町通七	新潟管區氣
新潟海上保安本部	四、七五〇	中央埠頭	新潟商工會
運輸省第一港灣建設部	三、二五〇	白山浦一	船舶運營會
同新潟港工事々務所	三五九	西船見町	配炭公團東京配炭局
横濱稅關新潟支署	一一〇	緑町	日本海事檢定協會新
新潟鐵道局	三、四五〇	下所島	日本交通公社新

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

縣營埠頭

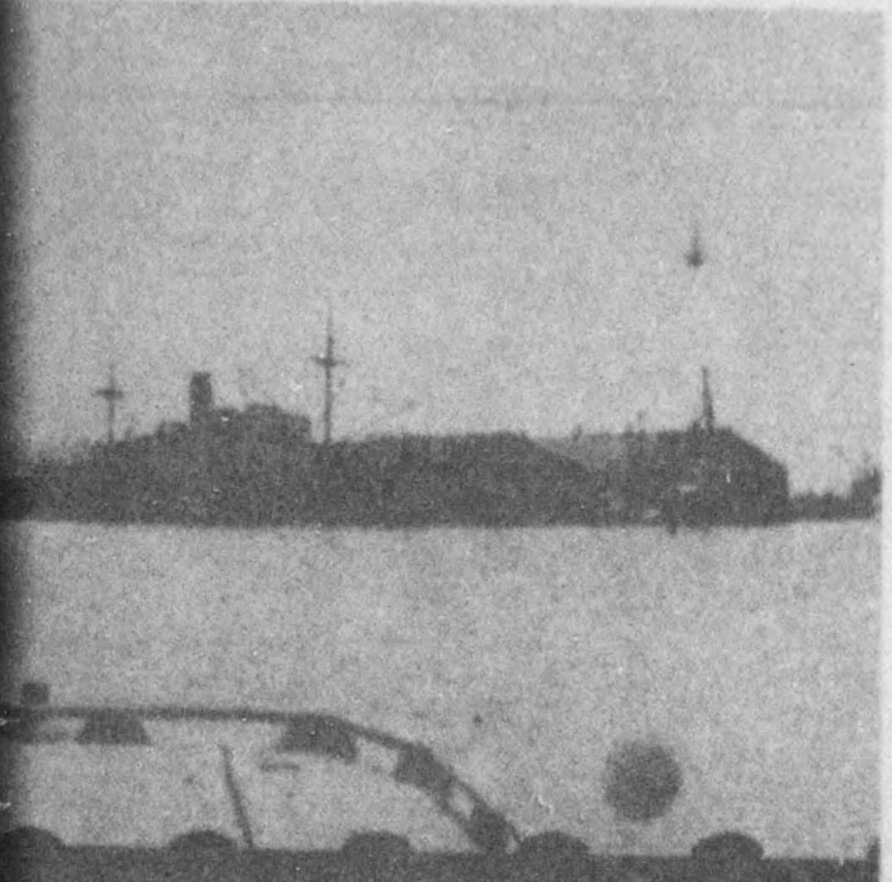

臨港埠頭

昭和二十三年八月二十日印刷
昭和二十三年八月二十一日發行

新潟市上大川前通七
新潟商工會議所内
所 新潟開港記念會
新潟港務所内
人 根布義雄
新潟市東中通二番町
所 株式會社青木印刷所

躍進の

[illegible]

製氷・冷凍食料品工業・冷藏業
日本冷藏株式會社新潟出張所
新潟市沼垂龍ヶ島四九五八
所長 山岸利治

港灣運送業
石油配給公團指定石油販賣業
新興物産株式會社

中央埠頭バス停留所前
新潟船舶食糧株式會社
電話 二三九八番 一四一五番

交通、運輸
港内案内業
臨港丸
渡邊渡船株式會社
新潟市稲島町四丁目三十二番地
電話 一五二五番
○定期船三十分毎ニ發船

新潟海運懇話會
大阪商船株式會社新潟事務所 古町通六番町 電四九四
川崎汽船株式會社新潟支店 下大川前通六番町 電四一九〇
合資會社 佐渡汽船株式會社 下大川前通六番町 電四三一〇
東邦海運株式會社新潟出張所 下大川前通四ノ町 電七四九
日本海汽株式會社新潟支店 沼垂中央埠頭 電二九八六
日本郵船株式會社新潟支店 沼垂中央埠頭 電二三九七
三井船舶株式會社新潟事務所 沼垂中央埠頭 電八五二

海陸運送貨物取扱
海産物販賣業
大正海上、日本火災、共榮火災代理店
丸友商運株式會社

北日本運輸株式會社
新潟市中央埠頭

海運貨物仲立業
港灣運送貨物取扱業
損害保險代理店業
鍵富本店船舶部
新潟市上大川前通一番町
電話 一二一番

昭和石油株式會社
新潟製油所
新潟市沼垂四、九一四番地
電話 代表 四、六二〇番

日本石油株式會社
新潟製油所
新潟市沼垂四七七番地

船舶・車輛・内燃機關
化學機械・木工機械・農機具
株式會社 新潟鐵工所新潟製作所
新潟市入船町四丁目

(ハ) 繫船能力

…九〇米で外に艀船筋に四箇(内二箇要復舊)、萬代島に三箇…
繫船岸壁(棧橋を含む)に五千屯級六隻、三千屯級七隻、二千屯級九隻、…屯級三隻(浮標の復舊完了後)、三千屯級二隻、計五隻の船舶を繫留す…

(ニ) 物揚場

縣營埠頭に一、二五八米、臨港埠頭に三四七米、信濃川筋萬代橋下流西…

(ホ) 上屋及倉庫

	縣營埠頭 棟數	縣營埠頭 面積	臨港埠頭 棟數	臨港埠頭 面積
上屋	一七	二三、一二七平方米	二	二、…
倉庫	四三	二三、三四〇	一五	一九、…

(ヘ) 野積場(貯炭場)

	縣營埠頭 面積	縣營埠頭 貯炭能力	臨港埠頭 面積	臨港埠頭 貯炭能力
野積場	三七、四五〇平方米	五〇、七三〇噸	一五八、四〇〇平方米	二四〇、…

(ト) 荷役機械

バケツトエレベーター 六基　ベルトコンベアー 九基
高脚式電動起重機 二基　固定式電動起重機 四基

(チ) 其の他の主要設備

1. 給水設備 岸壁給水 五七栓 一時間 一、一四〇噸
2. 油送設備 取入口 五箇 一時間 四〇〇噸

(リ) 艀

現有 一三三隻(七、五一二屯) 内使用可能 一〇〇隻(五、…

(ヌ) 曳船

船舶繫離用 二隻(百屯五百馬力及五十屯百三十馬力) 荷役用 …

(ル) 勞務者

在籍 常備 一、六二八名、臨時 九七名、計 一、七二五名、…

四、水深

航路の水深は港口から臨港埠頭まで七米、幅員八〇米、臨港埠頭から縣營…幅員の増加並に上流ポケットの浚渫を行うこととなつている。

五、定期船

北海道航路					
船名	船別	總屯數	旅客定員	航路	備考
白山丸	貨客	四、三五二噸	七九〇名	新潟、小樽	月三往復
大隅丸	同	一、三八四	三一九	新潟・新川・函館	月三往復
十勝山丸	同	一、九五二	一四	新潟・伏木・函館・釧路	月三往復

佐渡航路
船名
こがね丸
おけさ丸
第二佐渡丸
第八佐渡丸

六、入港船舶及び輸移出入貨物

(イ) 最近五ケ年間の入港汽船

	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年
隻數	一、六六四	一、六三七	一、〇…
總屯數	二、〇六三、七四四	三、一九二、七六八	一、一三六、…

(ロ) 最近五ケ年の輸移出入貨物

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

の新潟港

新潟臨港埠頭株式會社

新潟臨港埠頭株式會社

支社長 島村義信

電〇代表三、九八〇番

新潟市下大川通六ノ丁二三三〇番地二三

新潟港運株式會社

新潟海陸運送株式會社

新潟海陸運送株式會社沼垂支店

海陸運送業 一貫作業

日本通運株式會社新潟支社

日本通運株式會社新潟港支店

荷主第一主義

新潟市港作業学宮通

日本通運株式會社新潟港支店

新潟市中央埠頭

日本通運株式會社新潟支局專屬

共榮運輸株式會社

(防衛共榮組)

新潟市川岸町中央埠頭

電話一九五番

港灣運送業

早達運送株式會社

取締役社長 堀吉藏

電話六二八・二三〇八・一四八七番

新潟港中央埠頭

日本海倉庫株式會社

新潟市船場町二丁目

電話五五番・五三一番

新潟倉庫株式會社

本社 新潟市船場町二丁目

電話五五番・五三一番

日本海倉庫株式會社

新潟市船場町二丁目九四〇番

電話 本社 一、二四九番 二、二四六番 三、二三七番

倉庫業 倉庫營業種目 綿糸、綿布、其他一般雜貨 荷扱、セメント扱

港灣運送業

神組

株式會社 東神組

新潟市川岸町中央埠頭

電話三七八〇番

港灣運送業

合資會社 神山商店

出張所 新潟市上大川前通六ノ丁二三三〇番地

倉庫業 倉庫營業種目 綿糸、綿布、其他一般雜貨 荷扱、セメント扱

本社 新潟市川岸町二丁目

港灣運送業

神

合資會社 神山商店

新潟市下大川前通六ノ丁二三三〇番地

電話 二三七番 二六番

港灣運送業

日本冷蔵株式會社新潟出張所

所長 山岸利治

新潟市沼垂白山ヶ島四九五八

電話 二三三番 一六二三番 二五〇六番 二七七番

製氷・冷凍食料品工業・冷蔵業

新潟海運株式會社

新潟市中央埠頭

電話三七八〇番

丸友商運株式會社

本社 新潟市上大川前通六ノ丁二三

電話 二六七番

出張所 新潟市船場町通一ノ丁

電話 二六七番

中央埠頭出張所 新潟市船場町通一ノ丁

電話 二六七番

港灣運送業

丸肥運送株式會社

本社 新潟市中央埠頭

電話 二一六番

営業種目 港湾運送業、鉄道小運送業

倉庫業、貨物自動車運送業

新潟市中央埠頭

日本汽船株式會社

新潟支店

海陸運送業

新潟港中央埠頭

(新潟市川岸町西埠ヶ島四九八八番)

早達運送株式會社

取締役社長 堀吉藏

電話六二八・二三〇八・一四八七番

新潟港中央埠頭

共榮運輸株式會社

(防衛共榮組)

新潟市川岸町中央埠頭

電話一九五番

配送業 東京配送局新潟支局專屬

石炭・コークス・無煙炭

海陸運送業

一貫作業

日本通運株式會社沼垂支店

海陸運送業

一貫作業

日本通運株式會社新潟支社

支社長 島村義信

電〇代表三、九八〇番

新潟市港作業学宮通

海運一貫作業(鉄内・鉄船・鉄沖・貨車積込)

新潟市臨港中央埠頭

日本通運株式會社新潟港支店

荷主第一主義

新潟市臨港中央埠頭

電話(代表)四〇一〇番

営業種目 ケーブル無線電信

新潟港の概要

一、沿革

新潟港は信濃川の河口に位する日本海の要港で相當古くから商港として發達した。

信濃川が信濃川に合流した寛永年間から享保末期に至る約百年間は天然港として繁榮、取扱貨物百四十五萬俵、取引先四十ヶ國に及び水深も中央三十尺、左右十五尺、船場として佩楯林立したと傳えられている。享保の末阿賀野川が再び分流し流つてから船舶の出入も次第に困難になつて來た。

明治元年十一月十九日爲港(兩津港)を補助港として開港場五港の一に指定日としているのである。

其の後幾度か港の改修が試みられたが明治四十年に至り水害及び灌漑排水對行われ二千三百十四萬圓の巨費と二十ヶ年の歳月を費し大正十五年に完成、二百三十四萬圓の工費で同じく大正十五年に竣工し、これと其の前年に竣工した通商も頻繁となつたので更に本港の擴築が計畫され昭和十四年度から工費一る休制を具備するに至つたのである。

爾來港勢は年と共に隆盛、殊に滿洲國の建設により本港は日滿最捷路の要港工されたが太平洋戰爭の勃發より計畫の大部分が中絶の形となつているのは遺大戰中本港は京濱向貨物の中繼並に軍事上などの國内的重大役割を果して埠頭に二百五十萬立方米に及ぶ流砂の堆積に鑑み廢港寸前とまで憂えられたが幸い官民することが出來た。

終戰後機雷障害、浚渫船の故障等の惡條件の累積により航路の浚渫が停滯五十萬立方米に及ぶ流砂の堆積に鑑み廢港寸前とまで憂えられたが幸い官民處理、防波堤付根の欠壞防止等着々進捗し貿易再開、海運復興の曙光と共に堪えぬと共に今後の發展が期待されている。

二、位置

信濃川河口に位置する我國最大の河口港で新潟港防波堤燈臺(北緯三七度から二〇五度、二、一〇〇米の地點を中心とした四、五〇〇米の圓弧内の水水域(所謂内港)を新潟港と稱している。内港の水面積は約一九八萬三千平

三、港灣設備

(イ) 防波堤及び導水堤

西防波堤導水堤は延長一、五〇〇米で先端に白色明暗二秒、光力一・二二五〇米の延長工事が進められている。右岸には東導水堤及び萬代島導

(ロ) 繫船岸壁及び浮標

縣營埠頭は北、中、南、日滿及び萬代島に分たれ延長一、八一〇米(内臨港埠頭は第一、第二、號三に分たれ延長一、一八〇米(内棧橋八四〇計二、九九〇米で外に航路筋に四箇(内二箇要復舊)、萬代島に三箇、

(ハ) 繫船能力

繫船岸壁(棧橋を含む)に五千屯級六隻、三千屯級七隻、二千屯級九隻、屯級三隻(浮標の復舊完了後)、三千屯級二隻、計五隻の船舶を繫留す

(ニ) 物揚場

縣營埠頭に一、二五八米、臨港埠頭に三四七米、信濃川筋萬代橋下流西

(ホ) 上屋及倉庫

縣營埠頭		臨港埠頭	
棟數	面積	棟數	面

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

四、水深

航路の水深は港口から臨港埠頭まで七米、幅員八〇米、臨港埠頭から縣營埠頭まで六米、幅員六〇米で更に水深及び幅員の增加並に上流ポケットの浚渫を行うこととなつている。

五、定期船

北海道航路						佐渡航路					
船名	船別	總屯數	旅客定員	航路	備考	船名	船別	總屯數	旅客定員	航路	備考
白山丸	貨客	四、三五一	七五〇名	新潟、小樽	月三往復	こがね丸	客	五三六	四九〇名	新潟、兩津	毎日一往復
大隅丸	同	一、二八四	二一九	新潟、船川、函館	月三往復	おけさ丸	同	四八八	三九九	新潟、兩津	同
十勝山丸	同	一、九五一	五四	新潟、伏木、函館、釧路	月三往復	第二佐渡丸	同	一七九	一四五	新潟、小木	隔日出帆
						第八佐渡丸	同	二三〇	一八三	新潟、小木	豫備船

六、入港船舶及び輸移出入貨物

(イ) 最近五ヶ年間の入港汽船

	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年	昭和二十一年	昭和二十二年
隻數	一、六九四	一、六三七	一、〇八三	一、一一三	一、三五一
總屯數	二、〇八三、七四四	二、一九一、七五八	一、一三六、九七九	七五〇、九四七	八八七、五五三

(ロ) 最近五ヶ年の輸移出入貨物

	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年	昭和二十一年	昭和二十二年
輸移入	二、一〇〇、六〇三	二、三四八、四六三	一、一三六、〇九七	五七〇、九〇八	七四一、八〇一
輸移出	三八八、〇七九	三五四、七五七	二〇九、一九八	一七五、七九八	三二一、五八五
合計	二、四八八、六八一	二、七〇三、二二〇	一、三五四、二九五	七四六、七〇六	一、〇五三、三八六

(ハ) 主要品目別輸移入出貨物（昭和二十二年）

輸移入	石炭 三五〇、〇一三	コークス 八四、八〇一	木材 六三、七九三	海産物 五二、八〇六	馬鈴薯 一七、七五一	木炭 一六、九一一	鹽 一三、六五五
輸移出	鐵鑛石 一一九、八〇四	藥工品 七〇、一三三	人造肥料 二七、一六三	米 二六、〇三三	鑛油 九、九九三	樽及箱 九、五八四	竹及竹製品 四、七九七

新潟港關係官公署（順序不同）

名稱	電話	所在地	名稱	電話	所在地
新潟縣廳	三、〇三〇	新潟市學校町一	新潟市役所	三、四五〇	新潟市西堀通七
新潟港務所	一四一	同 中央埠頭	同 船舶給水所	二、九六八	同 中央埠頭
同水先並信號所	一三五	同 西船見町	新潟地區警察署水上派出所	二六九	同 中央埠頭
新潟海運局	四、三三〇	同 本町通七	新潟管區氣象臺	一〇五	同 下所島
新潟海上保安本部	四、七五〇	同 中央埠頭	新潟商工會議所	二一五	同 上大川前通七
運輸省第一港灣建設部	三、二九〇	同 白山浦一	船舶運營會新潟支部	三、七六〇	同 沼垂龍ヶ島
同 新潟港工事々務所	五四九	同 西船見町	配炭公團東京配炭局新潟支局	一、二五三	同 古町通七大和五階
横濱稅關新潟支署	一一〇	同 綠町	日本海事檢定協會新潟出張所	二、五九八	同 沼垂龍ヶ島
新潟鐵道局	三、四九〇	同 下所島	日本交通公社新潟案内所	四、四〇七	同 古町通六

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

(イ) 臨港埠頭及び導水堤

西防波堤導水堤は延長一、五〇〇米で先端に白色明暗二秒、光力一・二五、光達一一・九浬の新潟燈臺があり更に二五〇米の延長工事が進められている。右岸には東導水堤及び萬代島導水堤が設けてある。

(ロ) 繋船岸壁及び浮標

縣營埠頭は北、中、南、日滿及び萬代島に分たれ延長一、八一〇米（内棧橋五四二米）

臨港埠頭は第一、第二、號三に分たれ延長一、一八〇米（内棧橋八四〇米）

計二、九九〇米で外に航路筋に四箇（内二箇要復舊）、萬代島に三箇、計七箇の繋船浮標が設置されている。

(ハ) 繋船能力

繋船岸壁（棧橋を含む）に五千屯級六隻、三千屯級七隻、二千屯級九隻、千屯級二隻、計二四隻、繋船浮標に八千屯級三隻（浮標の復舊完了後）、三千屯級二隻、計五隻の船舶を繋留することが出來る。

(ニ) 物揚場

縣營埠頭に一、二五八米、臨港埠頭に三四七米、信濃川筋萬代橋下流西岸に一、一五四米の物揚場がある。

(ホ) 上屋及倉庫

	縣營埠頭		臨港埠頭		合計	
	棟數	面積	棟數	面積	棟數	面積
上屋	一七	二三、一二七平方米	二	二、〇〇三平方米	一九	二五、一三〇平方米
倉庫	四三	二二、三四〇	一五	一九、三五一	五八	四一、六九一

(ヘ) 野積場（貯炭場）

	縣營埠頭		臨港埠頭		合計	
	面積	貯炭能力	面積	貯炭能力	面積	貯炭能力
野積場	三七、四五〇平方米	五〇、七三〇瓲	一五八、四〇〇平方米	二四〇、〇〇〇瓲	一九五、八五〇平方米	二九〇、七三〇瓲

(ト) 荷役機械

バケットエレベーター　六基　ベルトコンベアー　九基（修理中）　アンローダー　二基

高脚式電動起重機　二基　固定式電動起重機　四基　等

(チ) 其の他の主要設備

1. 給水設備　岸壁給水　五七栓　一時間　一、一四〇瓲　外に自航給水船　一隻　五〇瓲積
2. 油送設備　取入口　五箇　一時間　四〇〇瓲　八吋乃至四吋管

(リ) 艀

現有　一三三隻（七、五一二屯）　内使用可能　一〇〇隻（五、五七三屯）

(ヌ) 曳船

船舶繋離用　二隻（百屯五百馬力及五十屯百三十馬力）　荷役用　一三隻（一三四屯）外修理中二隻（一八屯）

(ル) 勞務者

在籍常備　一、六二八名、臨時　九七名、計　一、七二五名、内稼働　一、六四六名

四、水深

航路の水深は港口から臨港埠頭まで七米、幅員八〇米、臨港埠頭から縣營埠頭まで六米、幅員六〇米で更に水深及び幅員の増加並に上流ポケットの浚渫を行うこととなつている。

五、定期船

北海道航路

船名	船別	總屯數	旅客定員	航路	備考
白山丸	貨客	四、三五一瓲	七五〇名	新潟、小樽	月三往復
大隅丸	同	一、二八四	二一九	新潟、船川、函館	月三往復
十勝山丸	同	一、九五一	五四	新潟、伏木、函館、釧路	月三往復

佐渡航路

船名	船別	總屯數	旅客定員	航路	備考
こがね丸	客	五三六瓲	四九〇名	新潟、兩津	毎日一往復
おけさ丸	同	四八八	三九九	新潟、兩津	同
第二佐渡丸	同	一七九	一四五	新潟、小木	隔日出帆
第八佐渡丸	同	二三〇	一八二	新潟、小木	豫備船

六、入港船舶及び輸移出入貨物

(イ) 最近五ヶ年間の入港汽船

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

新潟港の概要

一、沿革

新潟港は信濃川の河口に位する日本海の要港で相當古くから商港として發達していたことが史迹に明である。殊に阿賀野川が信濃川に合流した寛永年間から享保末期に至る約百年間は天然港として全盛期で就中元緑の頃は入津三千五百艘、取扱貨物百四十五萬兩、取引先四十ヶ國に及び水深も中央三十尺、左右十五、六尺、今の白山浦（縣廳附近）を繫船場として帆檣林立したと傳えられている。享保の末阿賀野川が再び分流し流勢が衰え港口に土砂が堆積するようになつてから船舶の出入も次第に困難になつて來た。

明治元年十一月十九日夷港（兩津港）を補助港として開港場五港の一に指定せられた。卽ち此の日を新潟港開港記念日としているのである。

其の後幾度か港の改修が試みられたが明治四十年に至り水害及び灌漑排水對策を兼ね大河津分水並に河口改修工事が行われ二千三百十四萬圓の工費で同じく大正十五年に完成、一方大正四年に着手した縣營埠頭の修築も二百三十四萬圓の巨費と二十ヶ年の歳月を費し大正十五年に竣工し、これと其の前年に竣工した私營臨港埠頭と相俟つて茲に近代港たる体制を具備するに至つたのである。

爾來港勢は年と共に隆盛、殊に滿洲國の建設により本港は日滿最捷路の要港として廣く認識せられ北鮮其他の諸港との通商も頻繁となつたので更に本港の擴築が計畫され昭和十四年度から工費一千百七十七萬圓、十一ヶ年繼續事業で起工されたが太平洋戰爭の勃發より計畫の大部分が中絶の形となつているのは遺憾である。

大戰中本港は京濱向貨物の中繼並に軍事上などの國内的重大役割を果して來たと共に縣營埠頭に百七十五萬圓、臨港埠頭に二百五十萬圓を投じ石炭荷役增強の爲に棧橋を急造、これにより既存施設と合せ年間三百萬屯の荷役能力を確保することが出來た。

終戰後機雷障害、浚渫船の故障等の惡條件の累積により航路の淺渫が停滯した結果さなだに河口港の通弊たる年間五十萬立方米に及ぶ流砂の堆積に繙され慶港寸前とまで憂えられたが幸い官民一致の懸命の努力により航路淺渫、沈船處理、防波堤付根の欠壞防止等着々進捗し貿易再開、海運復興の曙光と共に本港も漸次復活の機運にあることは慶びに堪えぬと共に今後の發展が期待されている。

二、位置

信濃川河口に位置する我國最大の河口港で新潟港防波堤燈臺（北緯三七度五七分一九秒、東經一三九度四分十八秒）から二〇五度、二、一〇〇米の地點を中心とした四、五〇〇米の圓弧内の水域であるが通常河口上流の信濃川及び附屬水域（所謂内港）を新潟港と稱している。内港の水面積は約一九八萬三千平方米である。

三、港灣設備

(イ) 防波堤及び導水堤

西防波堤導水堤は延長一、五〇〇米で先端に白色明暗二秒、光力一・二五、光達一一・九浬の新潟燈臺があり更に二五〇米の延長工事が進められている。右岸には東導水堤及び萬代島導水堤が設けてある。

(ロ) 繫船岸壁及び浮標

縣營埠頭は北、中、南、日滿及び萬代島に分たれ延長一、八一〇米（内棧橋五四二米）臨港埠頭は第一、第二、號三に分たれ延長一、一八〇米（内棧橋八四〇米）計二、九九〇米で外に航路筋に四箇（内二箇要復舊）、萬代島に三箇、計七箇の繫船浮標が設置されている。

(ハ) 繫船能力

繫船岸壁（棧橋を含む）に五千屯級六隻、三千屯級七隻、二千屯級九隻、千屯級二隻、計二四隻、繫船浮標に八千屯級三隻（浮標の復舊完了後）、三千屯級二隻、計五隻の船舶を繫留することが出來る。

(ニ) 物揚場

縣營埠頭に一、二五八米、臨港埠頭に三四七米、信濃川筋萬代橋下流西岸に一、一五四米の物揚場がある。

(ホ) 上屋及倉庫

縣營埠頭		臨港埠頭		合計	
棟數	面積	棟數	面積	棟數	面積

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

日本海
保安林
競馬場
工業学校
自動車学校
新潟競馬場
新潟製油株式會社
信濃川
萬代橋
日本鉱業新潟工場
出来島
上所島
新潟鐵工所
新潟驛
新潟驛
新潟驛

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

新潟港圖

一万五千分之一

0 0.5 1 1.5 2 粁

0 4.5 9 13.5 18 町

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

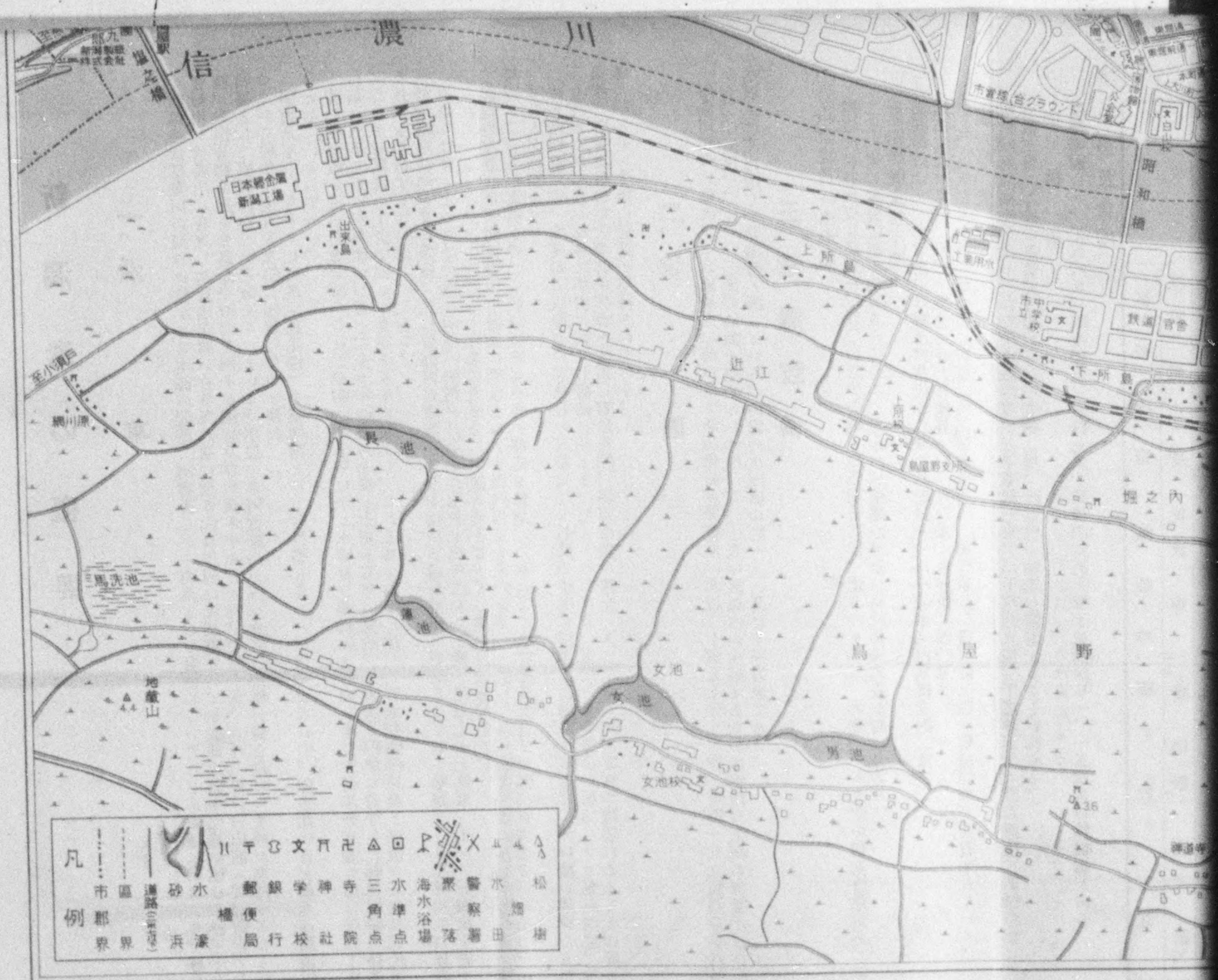

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

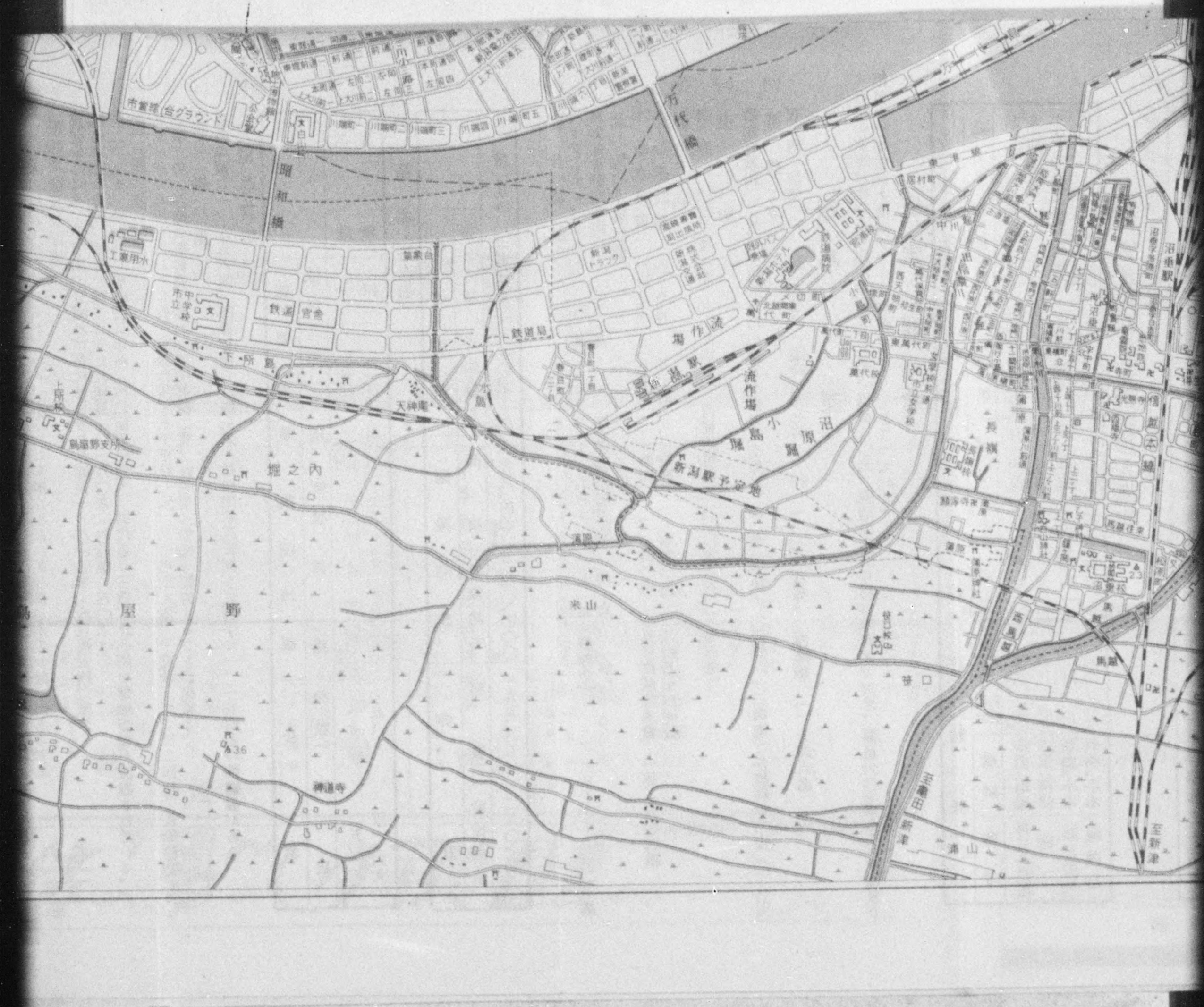

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

第15回水道協會總會

KANAGAWA

The 15 General meeting
of the Water Work association
Oct. 1948

開催地　新潟市

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 743013

寄贈者

急速濾過裝置・塩素滅菌機・ベンチユリーメーター・水位計その他水道用諸機械

水道機工 株式會社

社長 杉浦竜二

東京都中央區日本橋呉服橋三ノ七 電話日本橋(20)1214, 5 世田谷工場・羽田工場

西部代理店 横手産業株式會社 大阪市西區江戸堀上通一ノ二五 電話土佐堀(44)3550, 3558

量水器 修覆検定 部品製造

富士水道工業株式會社

本社工場 横濱市神奈川區子安通三ノ三八八 電話 神奈川 (4) 9 7 番

制水辨・消火栓 其ノ他水道用品
不凍給水栓 専門製作

株式會社 森田鐵工所

本社工場 埼玉縣川口市並木町1丁目2779 電話川口2341・2759・3611

宮町工場 川口市宮町 鑄造工場 川口市幸町